新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社Ridge-i

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2023年3月23日

【会社名】 株式会社Ridge-i

【英訳名】 Ridge-i Inc.

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町1丁目6番1号

【電話番号】 03-5208-5780(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中井 努

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目6番1号

【電話番号】 03-5208-5780(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中井 努

<u></u> 图 次

		j	頁
第一部		【企業情報】	. 1
第1		【企業の概況】	. 1
	1	【主要な経営指標等の推移】	. 1
	2	【沿革】	. 3
	3	【事業の内容】	· 4
	4	【関係会社の状況】	·10
	5	【従業員の状況】	·10
第2		【事業の状況】	11
	1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
	2	【事業等のリスク】	·15
	3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
	4	【経営上の重要な契約等】	27
	5	【研究開発活動】	27
第3		【設備の状況】	28
	1	【設備投資等の概要】	28
	2	【主要な設備の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	3		
第4		【提出会社の状況】	29
	1	【株式等の状況】	29
	2	【自己株式の取得等の状況】	43
	3	【配当政策】	44
	4	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第5		【経理の状況】	59
	1	【財務諸表等】	60
第6		【提出会社の株式事務の概要】 1	
第7		【提出会社の参考情報】	.02
	1	【提出会社の親会社等の情報】	.02
	2		
第二部		【提出会社の保証会社等の情報】	.03
第三部		【特別情報】	.04
第1		【連動子会社の最近の財務諸表】	.04
第四部		【株式公開情報】	.05
第1		【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	.05
第2		【第三者割当等の概況】	.07
	1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	.07
	2		
	3	【取得者の株式等の移動状況】	.09
第3		【株主の状況】	.10
監	査	報告書	末

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
売上高	(千円)	178, 681	276, 693	218, 935	354, 117	419, 445	968, 521
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	66, 296	55, 627	23, 425	△162, 957	△147, 401	109, 500
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	43, 101	41, 625	14, 099	△163, 287	△148, 761	150, 061
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	_	_	_	_	_	_
資本金	(千円)	5, 000	5, 000	379, 999	379, 999	100, 000	100, 000
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式	(株)	500 — —	50, 000, 000	25, 000, 000 6, 249, 999	25, 000, 000 6, 249, 999	25, 000, 000 6, 249, 999 3, 391, 303	25, 000, 000 6, 249, 999 3, 391, 303
純資産額	(千円)	41, 197	37, 513	795, 612	632, 325	1, 263, 563	1, 413, 624
総資産額	(千円)	82, 624	134, 900	838, 082	678, 695	1, 392, 476	1, 561, 255
1株当たり純資産額	(円)	82, 395. 91	1.50	△3. 34	△8. 57	△120. 21	△76. 90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	20,000	0. 24 (—)	_ (—)	_ (—)	_ (—)	_ (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失(△)	(円)	86, 202. 96	1. 67	0.53	△5. 23	△44. 69	43. 32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		_	_	_		_
自己資本比率	(%)	49. 9	27. 8	94. 9	93. 2	90. 7	90. 5
自己資本利益率	(%)	174. 9	105. 8	3. 4	△22. 9	△15. 7	11.2
株価収益率	(倍)	_	_	_	_	_	
配当性向	(%)	23. 2	14. 4	_	_	_	<u>—</u>
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_		_		△76, 458	178, 192
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_		_		△4, 957	△4, 578
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_		_		777, 158	△2, 840
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	_	_	_	_	1, 212, 381	1, 383, 154
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	6 [2]	14 (4)	15 (3)	28 [8]	31 (10)	37 [8]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 2019年7月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から7月31日に変更しております。従って、第4期は2019年1月1日から2019年7月31日の7カ月間となっております。
 - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

- 4. 当社は、2022年12月5日から12日付けですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。これにより、発行済株式数は普通株式34,641,302株となっております。なお、当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
- 5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第5期及び第6期については1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 6. 1株当たり純資産の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。
- 7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 8. 第2期、第3期、第4期及び第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 9. 第7期は、大型のプロジェクトを受注したため売上高が大幅に増加しました。
- 10. 第5期から第6期は、将来的な事業拡大のために収益を上回る規模で人件費等に対する先行投資を行ったため経常損失及び当期純損失となり、第6期の営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなりました。
- 11. 従業員数は就業人員数であり、従業員数の()外書きは、臨時従業員(インターン、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の年間の平均雇用人数であります。
- 12. 前事業年度(第6期)及び当事業年度(第7期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第2期、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を監査を受けておりません。
- 13. 当社は、2018年10月1日開催の株主総会決議により、2018年10月1日付で株式1株につき100,000株の分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。また、2022年12月27日開催の株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しておりますが、第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
- 14. 2018年10月1日付で株式1株につき100,000株の分割を行っております。また、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第2期の期首に当該株式分割及び当該株式併合が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第2期、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
1株当たり純資産額	(円)	8. 24	15. 01	△33. 40	△85. 66	△120. 21	△76. 90
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	8. 62	16.65	5. 28	△52. 25	△44. 69	43. 32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	_	_	_	_	_	_
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	2. 0 (—)	2. 4 (—)			_ (—)	(—)

2 【沿革】

当社は、2016年東京都千代田区永田町においてビジネスニーズに最適化したAI技術を提供することを目的として創業いたしました。

その後、2017年に本社を東京都千代田区大手町に移転し、AI分野でのコンサルティング及び開発事業の拡大を図っております。

設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2016年7月	ディープラーニング技術を活用したビジネス課題解決を目的として東京都千代田区永田町に、 Asian Frontier株式会社グループと柳原尚史が共同出資して当社を設立(資本金5,000千円)
2017年2月	東京都千代田区大手町ビルにオフィスを移転
2017年5月	「AIを活用したモノクロ映像のカラー化」技術を株式会社NHKアートとの共同開発
2018年5月	Asian Frontier株式会社グループから当社の全株式を取得し資本関係を解消 AIを活用した衛星データの解析サービスを開始 株式会社スペースシフトと共同でレーダー衛星画像解析AIによる海面の油膜検出に成功
2018年9月	東京都目黒区に建築向けのAI開発を事業目的とした株式会社AI-feed(資本金5,000千円)を株式会社glounと共同で設立
2018年10月	衛星データプラットフォーム「Tellus(テルース)」の開発・利用促進を行うアライアンス「xData Alliance」に参画
2019年2月	「ごみ識別AIを搭載した自動クレーンシステム」を荏原環境プラント株式会社と共同開発。千葉 県船橋市の焼却施設で運用を開始
2019年9月	大手町ビル内でオフィス拡充のため移転
2019年10月	株式会社AI-feedを清算
2020年4月	内閣府主催 第4回「宇宙開発利用大賞」経済産業大臣賞を受賞 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の国際規格「ISO/IEC27001:2013」及び 「JISQ27001:2014」の認証を取得
2021年1月	AI活用の共同事業展開を目的として、株式会社オリックスと資本業務提携を開始
2021年3月	SAR衛星及び光学衛星画像による全地球変化検知システム「GRASP EARTH」を無料公開
2021年12月	新規技術の開発及び事業モデルの創出を目的として、株式会社バルカーと資本業務提携を開始
2022年3月	3次元モデル生成業務の効率化及びソリューションの共同開発を目的としてクモノスコーポレー ション株式会社と業務提携を開始
2022年3月	内閣府主催 第5回「宇宙開発利用大賞」環境大臣賞を受賞
2022年 5 月	画像及び動画を活用した共同事業の検討を目的として、セーフィー株式会社と業務提携を開始

3 【事業の内容】

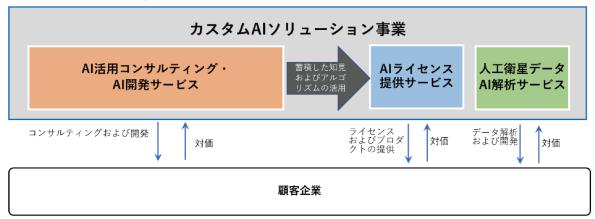
当社は、様々な社会課題・顧客課題をAI・ディープラーニング等の先端技術を用いて解消するために、現場に入り 込んだコンサルテーションに始まり、アセスメント、開発、導入、顧客による運用まで視野に入れた、実用的なソリューションを提供するテクノロジーカンパニーです。

当社は、カスタムAIソリューション事業として、AI活用コンサルティング・AI開発サービスと、そのサービスで培った知見やアルゴリズムを活用したAIライセンス提供サービスを行っております。また、宇宙関連市場の拡大を見込み、データの取り扱いに専門的なノウハウが必要な人工衛星データのAI解析サービスも行っております。

(1) 事業の概要

当社は、カスタムAIソリューション事業として、コンサルテーション・プランニングからサービスの実現までを支援するフルカスタムAIの受託研究開発を実施しています。業界のキープレイヤーとの協業によって、個社課題にとどまらずに、業界全体のAI・DX化を進めるAI活用コンサルティング・AI開発サービスを行っており、現状はこのサービスが大半を占めております。次に、そのAI活用コンサルティング・AI開発サービスで培った高品質のAIエンジンを、顧客のサービスやSaaSなどのプラットフォーマーへ迅速に提供する、AIライセンス提供サービスを行っております。

また、データの取り扱いに専門的なノウハウが必要な人工衛星データの解析や関連するアルゴリズムを開発する サービスを行っております。



当社はこれらのサービスを展開することで、顧客企業の様々なAI活用に関する課題を解決するためのAIサービスを、戦略策定から開発、保守運用、そしてライセンス提供による顧客企業との共同事業化までを行っております。 当社の事業は、AI活用コンサルティング・AI開発サービスを中心としたフロー収益を主とし、個別の顧客企業ごとのプロジェクト提供により知見と独自のアルゴリズムを蓄積して、それらを応用してAIライセンス提供サービスとしてストック収益を得るビジネスモデルとなっております。

当社の顧客企業については、特定の業界に特化しておりませんが、AIの活用ニーズが高く、またコアなビジネスの現場で利用されるソリューションの開発のため大手製造業が多くなっております。

当社はカスタムAIソリューション事業において、AI・エンジニアリング・ビジネスの3つの強みに精通したプロフェッショナルが、1つの課題にワンチームとなって挑む体制になっております。これにより、コンサルティングから開発まで一気通貫でのサービス提供が可能となっております。特に日本においてはAI導入率が低い状況ですが、当社は各プロフェッショナルが連携することでコンサルティング及び開発フェーズの切れ目でプロジェクトが止まらないようにしております。

(2) 展開するサービス

① AI活用コンサルティング・AI開発サービス

AI活用コンサルティング・AI開発サービスは、AIの活用ニーズを持つ企業に対して目的・課題に合わせたAIソリューションの提案をもとにコンサルティングや開発を行うビジネスです。当社は、顧客企業が現場で効果を体感できるまで開発から導入展開までを一気通貫でサービスを行っております。

(a) 実運用まで支援

先端技術の導入、データを主軸としたビジネス・オペレーション変革には既存システムの変更など大きな困難が伴い、プロジェクト期間中でも朝礼暮改で新しい手法を取り入れる局面も出てまいります。当社ではクライアントとの強い信頼関係を醸成することで、経営レベルでの意思決定支援から現場での開発スタッフとの連携、そして運用スタッフへの技術や知識の移転まで一貫して支援し、開発期間中の方向転換などを柔軟に調整しながら、クライアント内での継続的な運用と実用性の高い価値の創造を実現しております。

(b) AI×既存技術×人による運用

当社は、AI(機械学習・深層学習)ですべての課題が解決できるとは考えておりません。AI技術、ルールベースの既存技術(注1)、人による運用のすべてが調和したときに、クライアントにとっての持続的な価値創造が実現できます。当社が行うコンサルティングでは、それぞれの技術特性と限界を見極めた上で、システム導入に留まらない最適なビジネス・オペレーションの実現を支援しております。

(c) フルカスタムAI

AIでは、目的に応じて様々な手法を選定し組み合わせる必要があります。公開API(注2)や、大手プラットフォームのアプリケーションも日々進化しておりますが、個別ニーズをすべてカバーすることはできません。当社では、クライアントの目的に応じて最適な精度・計算速度・冗長性などのトレードオフを見極めながら、ベストなバランスの性能をもつカスタマイズAIを提供しております。

- (注) 1. ルールベースの既存技術 人の手によって記述されたルールやロジックのみに従って動くプログラム全般のこと。
 - 2. 公開API まず、APIとはアプリケーション・プログラミング・インターフェースの略で、あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みを指します。公開APIとは、そうした接続仕様・仕組みを他の企業に公開することを意味します。

(d) AI開発テーマ

当社は特定の業界に特化していないため、様々な業界のテーマに対してソシューションを提案しております。ただし、これまでの実績によりAIの活用ニーズが高い日本の製造業の顧客が多くなっております。当社のAI開発の特徴として、製造業を中心に熟練者・ベテランがもっている技術や知見をAIに実装することで、省人化・後継者問題の解消・業界全体の品質を上げていくことをテーマとしたものが多くあります。

(e) AI/DXプロジェクトのアプローチと流れ



当社のアプローチの特徴は、顧客企業の目的・業界・課題・プロセスの深い理解を行った上で、様々なデータと技術を組み合わせたAIソリューションの提案をもとに開発を行うことにあります。また、プロジェクトによっては、顧客企業の投資対効果の実現と当社のストック収益を見据えた長期的なパートナーシップに基づきAIサービスの共同開発を行っております。

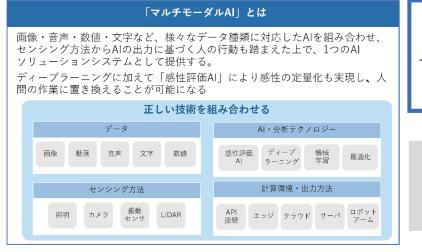
当社のAI/DXプロジェクト流れは、戦略策定、データ収集及びアセスメント、開発及びシステム連携、運用保守となっております。戦略策定は、AIの正しい共通理解の醸成を行いながら顧客企業のDX戦略、業務改善、AI 実行テーマの選定支援を行っており、AI知識のあるコンサルタントが顧客企業の業界知見や現場課題を深く理解しつつ支援を行っております。その戦略策定をもとにコンサルタントとAIエンジニアが協力してデータ収集及びアセスメントを行っており、当社が多く扱う画像データだけでなく、それ以外の様々なデータを組み合わせたAIを組み込んだシステムの全体像を設計します。次にアセスメントに基づいてPoC(実証実験)や本格開発を行います。本格開発はAIに精通した人材を含むエンジニアが中心となり、運用までを含めた全体設計支援を行いながら顧客企業のシステムと連携したAI開発により実用化を目指します。最後の運用保守では、AI稼働状況のモニタリングツールの開発、運用プロセス策定や運用に向けたツールの整備、顧客企業のAI教育など、開発したAIの運用を顧客企業が行うためのシステム開発と支援を行っております。

(f) AIソリューションの技術と実績

当社は顧客のニーズに応じて、主にディープラーニング等の技術を中心に、顧客の課題や目的に合わせてディープラーニング以外の技術も組み合わせたAIソリューションの開発を行っており、画像・動画・音声など複数のデータ種類に対応したAIの開発実績があります。

直近では、1つのディープラーニング技術だけでは解けない課題も多くなってきており、マルチモーダルAIの開発に取り組んでおります。

ディープラーニングを含む最新技術を組み合わせて、人間の知見や感性を再現するRidge-iのコアAI技術が 「マルチモーダルAI」。第4世代AIの主要技術で、すでに使用実績がある



1つのディープラーニング だけでは解けない課題を、 マルチモーダルAIで解決した 実績があります

人間の作業は1つのAIでは表現できない

- 複数のデータ種類
- データの取得方法に依存
- 個人の感性の違い
- AIの結果を判断につなげる必要性

マルチモーダルAIとは、複数種類のデータと複数のAI技術を組み合わせて1つのAIソリューションとするものです。当社の顧客企業からは、製造現場のベテランの知見や作業をディープラーニング等の技術を組み合わせて再現したい、といった1つのディープラーニングでは解けない課題がでてきております。こうした課題には、画像や音声など複数データと複数のAI技術を組み合わせたマルチモーダルAIが必要となります。当社はこれまで画像データや動画データの取扱いに実績と強みを持っていますが、音声や数値データにも対応してきており、今までは解決できなかった課題がマルチモーダルAIにより解決できる可能性があります。

また、当社はデータ取得に必要なセンシング方法についてもパートナー企業と協力することで、顧客企業のニーズに合ったデータ取得ができるように様々なデータ種類に対応するセンシング機器の取扱いの知見を増やしております。加えて、計算環境や出力方法も顧客企業に合った方法をソリューションとして提案できるようにしております。このように、最新技術を柔軟に取り入れたマルチモーダルAIにより顧客の課題に対応することに当社の特徴があります。

② AIライセンス提供サービス

当社はAI活用コンサルティング・AI開発サービスにおいて、AIの知見や経験をもとにして顧客との事業連携・製品開発を通じたカスタマイズ開発を行っております。このカスタマイズ開発や顧客との連携で培った高難易度のAI技術やノウハウをもとにして、その顧客が位置する業界の共通ニーズを狙ったAIエンジンの利用ライセンスやプロダクトの提供を行っております。このため、当社のAIエンジンやプロダクトの提供については、パートナー企業の製品やサービスとともに顧客企業へ提供されるものが主となっております。

このサービスでは主に2つのサービス提供方法があります。1つはAI開発サービスを提供した顧客企業が直接利用し、顧客企業の利用に合わせてAI利用ライセンス代を対価として受け取るものと、もう1つはすでにサービスを持っているプラットフォーム企業にAIエンジンを提供し、ユーザー企業の利用量に応じて対価を受け取るものがあります。

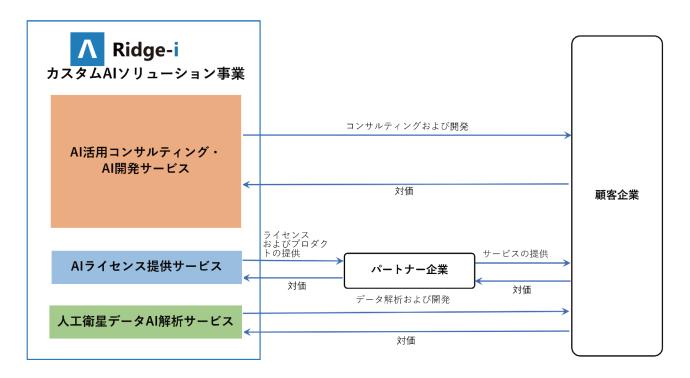
	AIエンジン	主な機能	実績/実用シーン・補足
	距離計測	人物間の距離を計測。密接すると音声でアラート	コロナソリューションとして、販売店が導入 展示会、イベントでのwithコロナ対策として活用中
	群衆カウント	街頭や展示会など、集団・群衆の人数をカウント	浜松市の街角カメラでリアルタイムデモ中 ※入以外に物のカウントにもカスタマイズ可能
	異常検知・変化検知	良品や普段の景色をAIが学習し、傷・異常・変化を発見	樹脂メーカー等に導入 衛星解析で災害検知にも活用
	同一人物 認識	事前登録なしで同一人物の認識が可能	再訪者カウント、人物カウントの重複排除 ※射災論文が国際学会に採択
urbu.	物体検出・属性分類	人物から車・建物など、様々な物体を検出・分類	製造業向けカスタムAIで多数実用中 (ごみ認識AI、土砂筋れAI、海ごみ解析等)※あ外線やSARレーダーなどにも対応実績
画像系	動態の状態判別	炎・水など、動きのあるものの状態を判別	廃油の混ざり具合や、燃焼反応の判別に利用
XIX	導線解析	人物・物体の移動経路を時系列ヒートマップで表示	展示会・店舗の来客導線の改善 工場内の連搬機の通行頻度分析に活用
	姿勢・行動分析	人物の姿勢(関節位置)や動作を解析	危険・異常行動の検知や、人物の判別に利用
	影・ノイズ除去	解析に悪影響を与えるノイズを除去	衛星画像の前処理として、影除去に活用
	白黒画像カラー化	テレビ放送品質で白黒映像をカラー化	NHKスペシャルなどで実用
	IN/OUT,滞在時間計測	人物や車両のIN/OUT数の計測、滞留時間を出力	店舗・展示会での密集具合の測定に活用
非	エネルギー需要予測	多数のセンサーデータを用いた、高精度予測	地域冷暖房の集中管理に導入 PoCで15%の省エネ効果を確認
非画像系	建築設計支援	倉庫などの骨組・レイアウトの最適パターンを提示	物流倉庫の設計事務所が導入検討中。PoC成功
系	荷積み最適化	大量かつ複雑な形状の荷物の最適な積み方を指示	物流拠点でPoC中。有効容積とスピード双方で効果

③ 人工衛星データのAI解析サービス

当社は人工衛星データAI解析サービスとして、人工衛星データの収集からAIによる解析を行っております。地球を網羅的に捉える衛星データと、顧客が保有する地上データを組み合わせた独自の教師データを作成し、AIにより解析したレポートの提供を行っております。また、継続的に人工衛星データを解析したい顧客に対しては、解析ツールの開発も行っております。これによって、自然災害や社会活動などの環境リスクを可視化しビジネスニーズやSDGsに関する活動に貢献することを目指しております。

今後は、人工衛星解析市場の拡大に合わせ、環境テーマ等の様々なニーズを先読みし、官公庁と民間へのアプローチの両輪でサービスを展開していく方針です。

(3) 事業系統図



(用語の説明)

当社の事業に関わる用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義					
AT (T kn/4)	Artificial Intelligenceの略で、コンピュータープログラムを用いて人間の知能の持つ機					
AI(人工知能)	能を実現するための技術やシステム					
FE 4-4 404	AIの1つの手法。データから反復的に学習し、そこに潜むパターンを見つけ出すことで予					
機械学習	測・判断を行うための手法・技術					
ディープラーニング	機械学習のいち手法であり、人間の神経細胞の仕組みを模したシステムであるニューラルネ					
(深層学習)	ットワークをベースとする技術。画像などを精度高く認識することができる					
アルゴリズム	コンピュータープログラムにおいて問題を解くための計算方法や手順					
0 0	Software as a Serviceの略で、インターネット経由で、必要な機能を必要な分だけサービ					
SaaS	スとして利用できるようにしたソフトウェア又はその提供形態					
T /D	Internet of Thingsの略で、家電等のモノについてインターネットを通じて操作や情報を取					
IoT	得する仕組み					
ADT	Application Programming Interfaceの略で、異なるシステム間を連携して自動でデータを					
API	受け渡しするための仕組み					
DV/I.	Digital Transformationの略で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタ					
DX化	イルを変えること					
フルカスタムAI	一からAIモデルの構築を行うこと					
	Proof of Conceptの略で、新しい概念や理論などが実現可能であることを示すための簡易的					
POC	な試行。一とおり全体を作り上げる試作の前段階で、要となる新しいアイデアなどの実現で					
	能性を示すために行われるもの					
アセスメント・パイロ	アセスメントとは、対象を客観的に調査及び評価することで、またパイロット検証とは、提					
ット検証	案したソリューションがビジネス上の問題を解決するかどうか検証すること					
アジャイル	方針の変更やニーズの変化などに臨機応変に対応すること					
DMO	Project Management Officeの略で、組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支					
PMO	援を横断的に行う部門や構造システムのこと					
SARレーダー	宇宙から地表などを観測する人工衛星に搭載する技術の一つ					
点群	位置情報と色情報を持った点の情報					
マイスター	高い技術を持った熟練(ベテラン)作業員のこと					
デジタルツイン	リアル空間にある情報をIoTなどで集め、送信されたデータを元に仮想空間でリアル空間を					
7 2 3 10 2 1 2	再現する技術					
コンステレーション	複数の人工衛星を連携させて一つの機能やサービスを達成する方法					
マルチセンサー	複数のセンサーを連携して利用すること					
ノイズ除去	データに含まれる不要な情報を削除すること					
VR	Virtual Realityの略で、人工的につくられた可能空間を現実かのように体感させる技術					
スマートファクトリー	AIやIoTなどの最先端技術や膨大なデータを用いて、生産性向上や業務の効率化を図る工場					
A C F D F D F D C	のこと					
OEM	Original Equipment Manufacturingの略で、製造メーカーが他社ブランドの製品を生産する					
OEM	こと					
CLon	System Integratorの略で、主に非IT企業や官公庁等のITシステムのコンサルティング、設					
SIer	計、開発、運用、ハードウェアの選定等を一括で請け負うことを事業としている企業					
	機械学習またはディープラーニングのライフサイクルを管理するための、データサイエンテ					
ML0ps	ィスト、エンジニア、保守運用担当者のコラボレーションおよびコミュニケーションに関す					
	る実践手法					
センシング	対象物の音、光、温度などの物理的、化学的、生物学的特性の量を検出し情報を取得する技					

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数(名)		平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
	32 (6)	34. 4	2. 5	8, 196	

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数の()外書きは、臨時従業員(インターン、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の年間の平均雇用人数であります。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金等を含んでおります。
 - 3. 当社は、カスタムAIソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げております。

企業や各種業界が抱える様々な社会課題・顧客課題をAI・ディープラーニング等の先端技術を用いて解消するために、現場に入り込んだコンサルテーションに始まり、アセスメント、開発、導入、顧客による運用まで視野に入れた、実用的なソリューションを提供しております。

また、当社は今後「宇宙関連ビジネス」にも力を入れてまいります。衛星データは、現状において十分に活用されていない知見が多くあり、今後は衛星データを活用した様々なAIソリューションやAIサービスが立ち上がっていくと考えており、当社はその分野でいち早く成果をあげ、衛星データ解析の国内トッププレイヤーを目指しております。

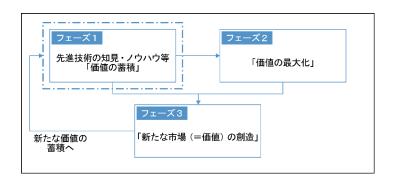
さらに、当社のミッションである社会課題の解決においては、衛星画像による土砂崩れの解析や、ドローンを使った海ごみ解析など、当社が開発・提供する環境モニタリングAIを中心に、SDGsの目標達成に向けて積極的に取り組んでおります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、安定的な成長を図るため、成長性、収益性及び効率性を重視した経営が必要と認識しております。このため当社では、売上高、営業利益、従業員数を重要な指標と位置づけて各種経営課題に取り組んでおります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、AIコンサルティング・ソリューション開発による知見・ノウハウ等の価値の蓄積、蓄積した価値の最大化、そして蓄積・最大化した価値を生かした新たな市場を創造し、新たな価値の蓄積を積み上げる、というエコシステムによる事業展開・拡大を目指します。



フェーズ1:先進技術による課題解消の知見・ノウハウ等「価値の蓄積」

当社は、各業界の大手企業や公的研究機関との共同開発において、様々な社会課題・顧客課題をAI・ディープラーニング等の先端技術を用いて解消するために、現場に入り込んだコンサルテーションに始まり、アセスメント、開発、導入、顧客による運用まで視野に入れたワンストップ対応による実用的なソリューションを提供することで、収益を上げると同時にAI・ディープラーニングによる課題解消の知見・資産を蓄積しております。ここでの蓄積される知見・資産は、顧客の実運用までを徹底支援し、AIのみならず既存技術や人による運用をあわせて組み上げた非常に実践的なソリューションであるため、顧客からの高い評価を獲得し、顧客との継続的・発展的な関係作りの基礎を担っております。

フェーズ2:蓄積した「価値の最大化」

次に当社は、フェーズ1における様々なプロジェクトや共同開発等によって蓄積した知見・資産といった価値を 顧客企業の他の事業や類似するプロセスに拡大することによって、顧客企業にとっての価値の最大化を図ります。 この際、既に存在する知見・資産の活用が可能であることから当社としての収益性も向上し、収益の拡大に寄与し ます。

また、蓄積した価値を個別企業のみならず各業界のキープレイヤーとの協業スキームを活用して、業界のAI・DX 化を進めることで、より大きな社会課題・ビジネス課題を解消するとともに、コンサルティングやシステム開発を主とするフロー型の収益モデルに加えて、サービス利用料やパートナーによる販売時の手数料収入といったレベニューシェア型で、かつ業界全体の多くの企業や人々に価値を届けるアセット型の収益モデルを実現してまいります。

さらには、これらの価値をより持続可能なものにするために、当社のAI×SDGsの仕組みである環境問題への貢献を目指す環境モニタリングAI、会場の混雑状況の把握、万引き防止等の動作識別及びひび割れ検出(設備保守)など社会問題への貢献を目指す社会活動モニタリングAIとの組み合わせによって、SDGsの目標達成の実現手段の1つとして、個別企業や業界に提供することで、様々な観点での「価値の最大化」を目指します。

フェーズ3:蓄積・最大化した価値からの新たな市場創造

当社の事業ドメインであるAI・ディープラーニングは、まだ手付かずの未知の領域が数多く存在しております。 当社は、その未知の領域における新たな市場(=新たな価値)を開拓・創造してまいります。具体的には、既に蓄積 している知見・資産の価値と、AI・ディープラーニングが活用されていない業界における潜在的な課題を掛け合わ せることで、新たな市場を創造します。そのためには、国の研究機関や大学、そして大手企業の基礎研究領域にお ける研究開発にも積極的に先行投資的な活動を行い、新たな市場(=新たな価値)を創造してまいります。

これらの方針に従い、当社は中長期戦略として4つのドライバー(施策)で顧客企業とともに事業拡大をしていく方針です。

①ストック収益の拡大に向けたアクション

顧客企業との共同事業案件の確かな推進と、プラットフォーマーへのAIライセンスの提供による2軸でストック収益を拡大していきます。

②コンサルティングファームとの連携による大規模な事業共創案件の獲得

業界のリーディングカンパニーへのリーチを増やすために、当社がもつAI及びデジタル技術の知見をコンサルティングファームに共有し、補完関係を構築し、中長期テーマを共同で展開していきます。

③次世代AIの進化を見据えた研究開発

官能検査・生成系AI・マルチモーダルなど、次のAIへの期待に応えるための先行研究と事例を発信し、優秀な研究者・エンジニア採用による事業拡大を目指します。

④人工衛星データ解析AIでの国内リーディングポジションの確立とグローバル展開

衛星解析AIを強みに、人工衛星解析市場の拡大に合わせ、環境テーマ等のニーズを先読みし、官公庁と民間の両 方へのアプローチを行い事業展開を目指します。

(4) 経営環境

当社は、様々な業界に対してAI活用による課題解決を行っております。当社のビジネス市場である国内のAI市場は富士キメラ「2020人口知能ビジネス総調査」によると2021年の1.1兆円から2027年に1.9兆円になる見込みとなっております。その中でも当社のAI活用コンサルティング・AI開発サービスの位置するサービス市場の市場規模は、2021年度が6,248億円、2022年度が7,026億円、2027年度には10,429億円になる見込みとなっております。今後は、労働人口不足、働き方改革、インフラの老朽化など社会問題の解決策としてAI導入が加速すると予想され、AIサービス市場は拡大を続けると見込まれております。

その中でも当社が狙う市場としては、AI活用があまり進んでいない製造業・サービス業が抱える課題へのAI導入を目指しており、製造業の顧客が多くプロジェクト実績もあることが当社の強みとなっています。

国内のAI市場は2021年の1.1兆円から2027年に1.9兆円とさらなる成長を見込む。 サービス市場の中でもAI構築サービスは2027年に9637億円と大きなシェアを見込む



(5) 当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記方針を実現するため、当社が認識している課題と対応する具体策は、次のとおりです。

① 先端技術の研究開発及び開発体制の強化

当社にとって、AIをはじめとした先端技術の研究による、技術基盤の確立、ソフトウェアの開発は必要不可欠なものであるため、社内のエンジニアの育成だけでなく、AI技術者などの専門的な技術をもつ人材の確保・採用も進めてまいります。また、必要に応じて産学連携や新技術を持つ企業との業務提携、共同研究等を進め、サービスメニューの充実化や事業化に向けた取り組みに注力してまいります。

② 従業員の働きがいの向上

当社の財産は、高度な技術・専門性とチャレンジ精神を持った優れた従業員であると認識しております。当社は「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」というミッションを掲げ、ビジネス・社会の重要な問題解決に必要な技術を見立て、技術の応用化に向けた開発を一気通貫・迅速に実行するプロフェッショナル集団として事業を遂行しております。今後も当社のミッションを遂行していくためには、従業員の生活・人生を豊かにし、業務においては成果の創出に集中できるような働きがいのある環境づくりが必要であると考え、その実現に取り組んでまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社のカスタムAIソリューション事業におけるシステム開発や運用等の遂行過程において、顧客の機密情報や個人情報等を取り扱う可能性があります。当社では、情報管理の強化が重要であると考え、情報セキュリティに関する情報セキュリティ基本規程を制定し従業員への教育を実施しておりますが、今後も社内での研修強化、情報管理体制強化のためのシステム整備等を継続して実施してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人 との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保 しつつも、俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組 んでまいります。

⑤ 財務基盤の強化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら、様々な事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、また、新たな事業価値創出のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況においてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社は、これらのリスクの存在発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において 発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

また、当社におけるリスクの把握及び管理する体制は、後述の「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

(1) 人材の確保及び育成について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社が継続的にユーザーに支持されるサービスを提供していくためには、優秀な人材の確保及び育成が極めて重要な要素であると考えており、対外的な人材獲得及び社内の人材育成に加え、人材流出を防止するための環境整備に取り組んでおります。他方、当社の属するIT業界においては、人材獲得競争が非常に激しいことから、必要な人材を適時に十分確保できない場合や当社の優秀な人材が流出してしまった場合には、今後の事業展開に制約が加えられることとなり、その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) コンプライアンス体制について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると認識しております。コンプライアンス遵守及びリスク管理のため、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に一度コンプライアンス・リスク管理委員会を開催してコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報管理について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社は、IS027001の認証を取得しており、機密情報と情報機器等の管理は厳密に行っております。業務の性格上、ユーザーが保有している機密情報(経営戦略上重要な情報等)に触れる場合があります。情報の取り扱いについては、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程を策定するとともに、適宜社内研修を実施することで周知徹底を図っております。しかしながら、このような対策にも関わらず、情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 景気動向及び業界環境の変動による影響について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:大) 企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、当社が事業を展開しているAI業 界は今後も拡大していくことが予測されるものの、国内外の経済情勢や景気動向、それに伴う設備投資意欲の減退 等の理由により、市場の成長が鈍化する可能性があり、その場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与え る可能性があります。 (5) 技術革新への対応について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社が事業を展開しているAI業界は、技術革新が速く、当社の優位性を維持するためには、技術革新に即座に対応する必要があります。当社では、各種イベントやセミナーへの参加や社内の定期的な勉強会等を通じて、AI業界の技術革新の動向を把握するとともに、それに対応した新サービスの提供ができるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新に対応できないような場合、または、当社が対応できないような技術革新が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 単一事業であることについて(発生可能性:中、発生時期:短期、影響度:中)

当社事業はカスタムAIソリューション事業の単一事業であることから、市場の変化の影響を受けやすい性質があります。当社は、市場の変化に対して臨機応変に対応する方針でありますが、市場全体が縮小を続ける等、当社の対応に限度があるような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 競合について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、AI活用コンサルティング・AI開発を主たる事業領域としておりますが、技術革新や顧客ニーズの変化が速く、AI業界へ参入する企業も増加する傾向にあることから、引き続き事業の拡大及び競争力の維持・変化への対応に努めてまいります。当該リスクへの対応として、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけではなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めてまいります。しかしながら、当社が技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) プロダクトの開発について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社では環境問題や社会問題を解決する新規AIエンジンの開発を行っており、これらのAIエンジンをプロダクトとして販売することで事業規模拡大を見込んでおります。プロダクトの販売が想定どおりに進まない場合や、プロダクトとしての販売に際してAIエンジンの精度向上のためのデータ蓄積が想定どおりに進まない可能性がありますが、その時期は想定されるものではなく当該リスクが短期的に顕在化する可能性は低いと想定しております。しかしながら、当該リスクが顕在化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権におけるリスク(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社では、第三者の知的財産権侵害の可能性について、チェック体制を整備することにより、十分な注意を払うとともに、案件によっては顧問弁護士や弁理士等に調査を依頼することとしております。しかしながら、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せず他社の知的財産権を侵害し、訴訟等の紛争に至った場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存について(発生可能性:中、発生時期:短期、影響度:中)

当社の代表取締役社長である柳原尚史は、創業者であるとともに、創業以来、当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。柳原尚史は、サービスの企画から開発、及び運用に至るまで豊富な経験と知識を有しており、当社の創立以降、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

当社では、取締役会や経営会議等において役員及び従業員への情報共有や権限委譲を進める等組織体制の強化を図るとともに、これらの者に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により、柳原尚史が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、及び健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と考えており、人員の増強による内部管理体制の充実に継続的に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大等の理由により、内部管理体制の構築の十分性が確保できない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 小規模組織であることについて(発生可能性:大、発生時期:短期:影響度:中)

当社は、2023年1月31日現在において、取締役9名(うち監査等委員3名)、従業員数32名と小規模組織であり、 内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では、今後の業務拡大に応じた人員増強や従業員の 育成により、内部管理体制の一層の充実を図っていきますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合、当 社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新型コロナウイルスに関するリスクについて(発生可能性:中、発生時期:短期、影響度:中)

当社ではテレワークの実施、要出社者のオフピーク通勤の推奨、出張の原則禁止等、新型コロナウイルス感染症に対する諸対策を講じておりますが、当社事業所に感染症等が蔓延した場合、人的・物的被害や業務停止及び遅延、注文の減少等が生じる可能性があります。さらに、当社の顧客に感染症等が蔓延した場合、顧客への納入スケジュール遅延等が生じる可能性があります。また、当社の仕入先や外注先に感染症等が蔓延した場合、資材調達及び製造の停止や遅延等が生じる可能性があります。これら諸要因の動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 社歴が浅いことについて(発生可能性:大、発生時期:短期、影響度:中)

当社の設立は2016年7月と社歴の浅い会社でありますが、これに対応すべく、各部門において、十分な知識と経験を有する人材の確保を行っております。他方、当社社歴の浅さとAI業界を取り巻く環境の急激性・流動性が相まって、当社における経営計画の策定には、不確定事項が含まれざるを得ない状況にあり、過年度の財政状態及び経営成績では、今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について(発生可能性:高、発生時期:短期、影響度:小)

当社は、取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストック・オプション(新株予約権)を発行しております。また、今後もストック・オプション制度などの株式報酬型のインセンティブを活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後株式が付与された場合、または、今後付与される新株予約権について、権利が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は、231,350株であり、発行済株式総数3,464,130株の6.7%に相当しております。

(16) 配当政策について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:小)

当社は、株主に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、当社は2019年7月期以降は配当を実施しておりません。今後におきましては、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。しかしながら、当社の事業が計画とおり推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。

(17) 当社株式の流動性について(発生可能性:中、発生時期:短期、影響度:中)

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める上場維持基準は25%であるところ、流通株式比率は新規上場時において25.99%にとどまる見込みです。また、当社の流通株式時価総額は、新規上場時において上場維持基準である10億円に近い水準となる見込みです。今後は、大株主への一部売出し要請、ストック・オプションの発行及び行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらにより流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 資金使途について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:小)

当社のカスタムAIソリューション事業においては、上場後においても、提供するAIソリューションの機能性・利便性の向上及び他分野への展開が重要と考えております。そのため、上場時に調達する資金の使途につきましては、システム開発や事業拡大に伴う人件費及び研究開発費用へ積極的に投資していきたいと考えております。しかしながら、AI関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に使用する可能性があります。また、上記計画とおりに資金を使用したとしても当初想定していた事業規模の拡大が進まない可能性があります。なお、将来にわたっては、資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

(19) 災害等による影響(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社が事業活動を展開する国や地域において、地震、台風、洪水等の自然災害または感染症の流行等が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社ではテレワークを可能とする社内管理体制及びそれを可能とする業務システムの運用を行い、それにより当該状況でも従来とおりの事業継続が可能となる事業運営を行っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概況

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の分析

第7期事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

当事業年度において、円安によるコスト上昇や、生産性の低迷といった課題が認知される中、AIを導入することによる既存の業務フローの改善や新規ビジネスの創出といった取り組みが継続的に行われる年となりました。その中で、当社においても、AIコンサルにおける受託開発を中心に受注は拡大基調で推移し、当事業年度の売上高は968,521千円(前年同期比130.9%増)となりました。このうち、200,450千円は一時的な大型システム開発案件を受注したことにより当初想定以上に売上が大幅に増加いたしました。

一方、自社サービスの開発のための投資を積極的に行ったことにより、当事業年度の売上原価は355,945千円(前年同期比56.1%増)、販売費及び一般管理費は556,172千円(前年同期比59.8%増)となりました。結果として、当期の営業利益は56,403千円(前事業年度は156,560千円の営業損失)、経常利益は109,500千円(前事業年度は147,401千円の経常損失)、当期純利益は150,061千円(前事業年度は148,761千円の当期純損失)となりました。

なお、当社の事業セグメントはカスタムAIソリューション事業の単一セグメントですので、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

第8期第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

当第2四半期累計期間において、前期から継続している大手企業の顧客を中心に「インフラ」「自動車」「建設」などの業界向けに当社のAIアルゴリズムをカスタマイズし顧客にソリューションとして提供を行いました。引き続き既存顧客からの案件を中心にAIプロジェクトを受注しております。一方、売上原価は採算の良い、プロジェクトの増加により、また販売費及び一般管理費は営業費用のコントロールにより売上比で減少しており利益率は向上しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は436,976千円となり、営業利益は83,228千円、経常利益は83,422 千円、四半期純利益は57,867千円となりました。

なお、当社の事業セグメントはカスタムAIソリューション事業の単一セグメントですので、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 財政状態の分析

第7期事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

a. 資産

当事業年度末における流動資産は1,468,204千円となり、前事業年度末に比べ154,458千円増加いたしました。これは主に利益計上による現金及び預金が170,772千円増加、一方、債権回収により売掛金が49,567千円減少したことによるものです。

固定資産は93,050千円となり、前事業年度末に比べ14,319千円増加いたしました。これは主に回収可能と見込まれる繰越欠損金に対する繰延税金資産が41,784千円増加、一方、減価償却により有形固定資産が21,472千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は1,561,255千円となり、前事業年度に比べ168,778千円増加いたしました。

b. 負債

当事業年度末における流動負債は147,630千円となり、前事業年度末に比べ18,716千円増加いたしました。これは主に研究開発や外注費増加により未払金が71,567千円増加、一方、売上計上前のプロジェクト開始時に受領した前受金が28,759千円減少及び助成金プロジェクトが完了し営業外収益計上したことによりその他流動負債が33,312千円減少したことによるものです。

c. 純資産

当事業年度末における純資産合計は1,413,624千円となり、前事業年度末に比べ150,061千円増加いたしました。これは主に、当期純利益150,061千円の計上によるものです。

第8期第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

a. 資産

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,449,839千円となり、前事業年度末に比べ18,364千円減少いたしました。これは主に継続途中のプロジェクトが増加し売掛金及び契約資産が201,831千円増加した一方で、研究開発費や営業費の未払金の支払い等により現金及び預金が192,924千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は1,532,085千円となり、前事業年度末に比べ29,169千円減少いたしました。

b. 負債

当第2四半期会計期間末における流動負債は60,594千円となり、前事業年度末に比べ87,035千円減少いたしました。これは主には研究開発費や営業費の支払いにより未払金が60,763千円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は、60,594千円となり、前事業年度末に比べ87,035千円減少いたしました。

c. 純資産

当第2四半期会計期末における純資産合計は1,471,490千円となり、前事業年度末に比べ57,865千円増加いたしました。これは主に、四半期純利益57,867千円の計上によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,383,154千円と前年同期と比べ170,772千円の増加となりました。当事業年度の各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動による資金の増加は178,192千円(前事業年度は76,458千円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純利益109,500千円(前年同期比256,901千円増加)の計上、未払金の増加額71,567千円(前年同期比77,438千円増加)、減価償却費32,043千円(前年同期比1,119千円減少)等による資金の増加が、前期に現金を受領した助成金収入の収益計上52,605千円(前年同期比44,001千円減少)、仕入債務の減少額10,064千円(前年同期比30,960千円減少)等による資金の減少を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動による資金の減少は4,578千円(前事業年度は4,957千円の支出)となりました。これは主に、PC備品等の有形固定資産の取得による支出3,863千円(前年同期比476千円増加)、自社利用ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出715千円(前年同期比97千円減少)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動による資金の減少は2,840千円(前事業年度は777,158千円の獲得)となりました。これは、当事業年度はリース債務の返済による支出2,840千円(前年同額)によるもののみで、前事業年度は新株発行による収入779,999千円があったことによるものであります。

第8期第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,190,230千円と前事業年度末と比べ192,924千円の減少となりました。当第2四半期累計期間の各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は172,042千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益83,422千円の計上等があったものの、売上債権の増加額167,511千円、未払金の減少額60,765千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は20,881千円となりました。これは主に、プロダクトの開発に伴う無形固定資産 19,264千円の計上等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金はありませんでした。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生產実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第7期事業年度及び第8期第2四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はカスタムAIソリューション事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

セグメントの名称	(自 2021年	事業年度 F8月1日 F7月31日)	第8期第2四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
カスタムAIソリューション事業	販売高(千円)	前事業年度比(%)	販売高(千円)
AI活用コンサルティング・AI開発	895, 002	261. 1	374, 634
人工衛星AI解析	44, 441	62. 2	51, 237
AIライセンス提供	29, 077	558. 0	11, 105
合計	968, 521	230. 9	436, 976

- (注) 1. 第7期事業年度のAI活用コンサルティング・AI開発の販売高は、大型のプロジェクトを受注したため大幅に増加しました。
 - 2. 最近2事業年度及び第8期第2四半期累計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

		業年度 8月1日 7月31日)		業年度 8月1日 7月31日)	第8期第2四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)		
相手先			販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	
三菱商事(株)			485, 450	50. 1	40,000	9. 2	
荏原環境プラント㈱			127, 650	13. 2	105, 200	24. 1	
㈱バルカー	_	_	46, 000	4. 7	73, 270	16.8	
リコー㈱	88, 000	21. 0	1, 500	0. 2	_	_	

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、 文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第7期事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(売上高)

AI活用コンサルティング・AI開発の売上高は895,002千円(前事業年度比261.1%)となりました。これはコンサルティングファームとの連携により大型プロジェクトの受注があったことによるものであります。

AIライセンス提供の売上高は29,077千円(前事業年度比558.0%)となりました。これは顧客企業と共同開発したAIプロダクトのライセンス販売が増加したことによるものです。

人工衛星AI解析の売上高は44,441千円(前事業年度比62.2%)となりました。これはAI開発の大型プロジェク

トの受注を優先させたため営業活動を抑制したことによるものです。

以上の結果、当事業年度の売上高は968,521千円(前事業年度比230.9%)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は355,945千円(前事業年度比156.1%)となりました。これは主に、受注増加による原価部門人員の稼働率の増加に伴う人件費等の増加と大型プロジェクト等の受注に対応するための外注費の増加によるものであります。また、プロジェクト運営の効率化と粗利率の高い案件の増加により利益率が向上しております。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は612,576千円(前事業年度比319.9%)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は556,172千円(前事業年度比159.7%)となりました。これは主に、事業規模拡大による営業人員及び管理部門人員の増加に伴う人件費の増加、株式上場準備の進捗に伴う支払報酬の増加、AIプロダクト開発に対する研究開発費の増加によるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は56,403千円(前事業年度は営業損失156,560千円)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度の営業外収益は53,097千円(前事業年度は9,158千円)となりました。これは主に、東京都の助成事業として行っていたAIによる異常検知簡易検証サービス開発完了による助成金収入の発生があったことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の経常利益は109,500千円(前事業年度の経常損失147,401千円)となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度の特別損益はありません。

以上の結果、当事業年度の税引前当期純利益は109,500千円(前事業年度は税引前当期純損失147,401千円)となり、繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額△41,784千円を計上したことにより、当期純利益は150,061千円(前事業年度は当期純損失148,761千円)となりました。

第8期第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

(売上高)

AI活用コンサルティング・AI開発の売上高は374,634千円となりました。これは既存顧客からの継続的な受注があったことによるものであります。

AIライセンス提供の売上高は11,105千円となりました。これは顧客企業と共同開発したAIプロダクトのライセンス販売によるものです。

人工衛星AI解析の売上高は51,237千円となりました。これは新規顧客の獲得が進んだことよるものです。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は436,976千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期累計期間の売上原価は154,397千円となりました。主な内訳は、原価部門人員に係る人件費等、外注費及び賃借料であります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上総利益は282,578千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は199,350千円となりました。主な内訳は、人件費等、支払報酬及び研究開発費であります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の営業利益は83,228千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は194千円、営業外費用はありません。 以上の結果、当第2四半期累計期間の経常利益は83,422千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

当第2四半期累計期間の特別損益はありません。

以上の結果、当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は83,422千円となり、法人税等(法人税等調整額を含む)を25,554千円を計上したことにより、四半期純利益は57,867千円となりました。

財政状態の分析及びキャッシュ・フローの分析は、前述の「(1)経営成績等の状況の概況」に含めて記載しております。

② 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2事業の状況 1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(2)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり売上高、営業利益又は営業損失 (\triangle)、従業員数としております。過年度における当社の各指標の進捗は以下の通りです。

(単位:千円)

	2018年12月期	2019年7月期	2020年7月期	2021年7月期	2022年7月期
売上高	276, 693	218, 935	354, 117	419, 445	968, 521
営業利益	55, 142	26, 008	△166, 246	△156 , 560	56, 403
従業員数(名)	14(4)	15(3)	28 (8)	31 (10)	37(8)

売上高は968,521千円(前事業年度比230.9%)となりました。これはコンサルティングファームとの連携により大型プロジェクトの受注がありAI活用コンサルティング・AI開発の売上が前事業年度比261.1%となったことによるものであります。

営業利益は56,403千円(前事業年度は営業損失156,560千円)となりました。これはプロジェクトの受注に対して従業員数が適正な水準近くになり事業規模拡大による人件費の増加以上に売上高が増加し黒字化したことによるものであります。

従業員数は37名となりました。2022年7月期の売上高に対して従業員数は不足している状況で外注費が大幅に増加しております。従業員数は売上高の伸びにある程度比例するものと考えており、将来の受注見込を考慮して引き続き人材獲得を目指すものであります。

③ 経営者の問題意識と今後の方針に関して

当社では、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」の経営方針を掲げ、技術者を尊重する企業環境の下、先端技術の実用化に取り組んでまいりました。その結果として、ディープラーニングを中心としたAI関連技術を実装することについて、他社に対し優位な立場を築くことができていると考えております。一方で、当社が事業を営むカスタムAIソリューション事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、その状況を常に注視し、また技術の変化、新技術の登場にいち早く対応することができなければ、当社の有する技術的な優位性は失われ得るものです。この優位性を維持し、さらに強固にするために、優秀な人材を継続して確保することが、当社にとって最優先の課題となると考えております。

現在、AI関連技術を有する人材に対する市場のニーズは強くその獲得競争は激化していると認識しております。当社においては、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」の経営方針をより強く発信し、また最先端の研究をしている大学教授等と共同研究の取り組みを行うことにより、優秀な人材の確保を進める方針です。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したとおり、事業内容、事業運営・組織体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。市場動向及び業界動向に対して常に情報を集め、また、優秀な人材の獲得と育成に取り組むとともに、事業運営体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に迅速かつ最適な対応に努めてまいります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主なものは、人件費、外注費等の売上原価であります。運転資金は自己資金を基本としております。当事業年度末において、現金及び預金は1,383,154千円であり、十分な流動性を確保していると判断しております。

⑥ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者の会計方針の選択や適用、資産・負債や収益・費用の計上に際し、合理的な基準による見積りが含まれており、見積りは不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りによる数値と異なる場合があります。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)注記事項(重要な会計上の見積り)」をご参照ください。なお、当社の財務諸表で採用する重要となる会計方針につきましては「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

会計上の見積りのうち、特に重要なものは次のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第7期事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

当社は、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」の経営方針に基づきAI・ディープラーニング等の先端技術の社会実装を目的として、大学等の研究機関と共同研究や共同事業の開発に取り組んでおります。

研究の目的は、画像や動画のAIを用いた分析ツールの開発や点群技術(点の集まりで形成されるデータを立体構成して3Dモデルを形成する技術)の活用となり、顧客からそれら技術を用いたプロジェクトの相談や受託を受けるようになっております。研究開発のための社内体制は、開発部のエンジニアが研究目的ごとにプロジェクトチームを組成し、CRO及び技術顧問のサポートを受けながら研究開発を進めております。

当事業年度における当社の支出した研究開発費の総額は68,774千円です。

第8期第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

当第2四半期累計期間における研究開発費は、10,909千円です。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

当事業年度の設備投資の総額は4,578千円となります。その主な内訳は、役職員の増加に伴うPC等の備品購入3,863千円となっております。なお、当社はカスタムAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却・売却等はありません。

第8期第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

当第2四半期累計期間の設備投資の総額は2,340千円となります。その主な内訳は、新モデルへの更新によるPC等の備品購入2,340千円となっております。なお、当社はカスタムAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当第2四半期累計期間における重要な設備の除却・売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2022年7月31日現在

事業所名	乳件の内容		従業員数				
(所在地)	設備の内容	建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	(名)	
本社 (東京都千代田区)			772	11, 513	13, 897	37 (8)	

- (注) 1. 本社事務所は賃借物件であり、年間賃借料は54,427千円であります。
 - 2. 従業員数は就業人員であり、従業員数の()外書きは、臨時従業員(インターン、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の年間の平均雇用人数であります。
 - 3. 当社は、カスタムAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2023年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

(-)	MI - MI 1894 - 3							
事業所名	事業部門	設備の内	投資予定額		資金調達	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
(所在地)		容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	方法			
本社 (東京都)	全社	データ解 析用サー バー	246, 000	_	増資資金	2023年 5 月	2025年6 月	_

- (注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、カスタムAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12, 000, 000
計	12, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3, 464, 130	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	3, 464, 130	_	_

(注) 1. 当社は、2022年12月14日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。また、2022年12月27日開催の株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しております。これにより、発行済株式数は普通株式3,464,130株となっております。なお、当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回無償新株予約権

決議年月日	2018年10月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 1 当社 従業員 6
新株予約権の数(個)※	186,000 [186,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)※	普通株式 186,000 [18,600] (注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3 [30] (注) 2
新株予約権の行使期間※	2020年10月1日~2028年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)※	発行価格 3 [30] 資本組入額 1.5[15]
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項※	(注) 4

- ※ 最近事業年度の末日(2022年7月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月 末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載 しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整されるものとする。なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。
 - (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合
 - (b) 当社の発行済株式(但し、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。) が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下再編対象会社)という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で調整されるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のう え、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記4.(3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新 株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資

本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由 上記4に準じて決定する。

第3回無償新株予約権

決議年月日	2019年10月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 執行役員 2 当社 従業員 11	
新株予約権の数(個)※	1,393,500 [1,362,500] (注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)※	普通株式1,393,500 [136,250] (注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式であります。単元株式数は100株であります。	
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	20[200](注)2	
新株予約権の行使期間※	2021年10月29日~2029年10月28日	
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)※	発行価格 20[200] 資本組入額 10[100]	
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項※	(注) 4	

- ※ 最近事業年度の末日(2022年7月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.1株であります。 当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整されるものと する。なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 は、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下再編対象会社)という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で調整されるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のう え、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記4. (3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新
- 株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行体により株式を発行する場合において増加する資本金の類は、合社計算規則第17条第1項
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由 上記4に準じて決定する。

第4回無償新株予約権

決議年月日	2019年10月29日				
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 1				
新株予約権の数(個)※	20,000 [20,000] (注) 1				
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)※	普通株式20,000 [2,000] (注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式であります。単元株式数は100株であります。				
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	20[200](注)2				
新株予約権の行使期間※	2021年10月29日~2029年10月28日				
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)※	発行価格 20[200] 資本組入額 10[100]				
新株予約権の行使の条件※	(注) 3				
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項※	(注) 4				

- ※ 最近事業年度の末日(2022年7月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.1株であります。 当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整されるものと する。なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 は、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下再編対象会社)という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権

- の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で調整されるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のう え、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記4.(3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新 株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資 本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由 上記4に準じて決定する。

第5回無償新株予約権

決議年月日	2021年7月12日				
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 執行役員 3 当社 従業員 24				
新株予約権の数(個)※	589,000 [345,000] (注) 1				
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)※	普通株式589,000 [34,500] (注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式であります。単元株式数は100株であります。				
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	60[600](注)2				
新株予約権の行使期間※	2023年7月12日~2031年7月11日				
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)※	発行価格 60[600] 資本組入額 30[300]				
新株予約権の行使の条件※	(注) 3				
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項※	(注) 4				

- ※ 最近事業年度の末日(2022年7月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月 末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載 しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.1株であります。 当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整されるものと する。なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 は、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。) が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下再編対象会社)という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で調整されるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のう え、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記4.(3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新 株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資 本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由 上記4に準じて決定する。

第6回無償新株予約権

決議年月日	2021年7月12日				
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 1				
新株予約権の数(個)※	400,000 [400,000] (注) 1				
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)※	普通株式400,000 [40,000] (注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準 となる株式であります。単元株式数は100株であります。				
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	60[600](注)2				
新株予約権の行使期間※	2023年7月12日~2031年7月11日				
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)※	発行価格 60[600] 資本組入額 30[300]				
新株予約権の行使の条件※	(注) 3				
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項※	(注) 4				

- ※ 最近事業年度の末日(2022年7月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。
- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.1株であります。 当社普通株式の分割(株式無償割当を含む。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整されるものと する。なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 は、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ÷ 分割・併合の比率

- 3. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下再編対象会社)という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で調整されるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のう え、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記4.(3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新 株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資

本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由 上記4に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額	資本金残高	資本準備金 増減額	資本準備金 残高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
2018年10月1日 (注)1	普通株式 49,999,500	普通株式 50,000,000	_	5, 000	_	_
2019年2月25日 (注)2	普通株式 △25,000,000	普通株式 25,000,000	_	5, 000	_	_
2019年4月10日 (注)3	A種優先株式 4,999,999	普通株式 25,000,000 A種優先株式 4,999,999	299, 999	304, 999	299, 999	299, 999
2019年6月18日 (注)4	A種優先株式 1,250,000	普通株式 25,000,000 A種優先株式 6,249,999	75, 000	379, 999	75, 000	374, 999
2020年12月25日 (注)5	B種優先株式 3,391,303	普通株式 25,000,000 A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303	389, 999	769, 999	389, 999	764, 999
2021年7月20日 (注)6	_	普通株式 25,000,000 A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303	△669, 999	100,000		764, 999
2022年12月5日 ~2022年12月12日 (注)7	普通株式 9,641,302	普通株式 34,641,302 A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303	_	100,000	_	764, 999
2022年12月16日 (注) 8	A種優先株式 △6,249,999 B種優先株式 △3,391,303	普通株式 34,641,302	_	100, 000	_	764, 999
2023年1月4日 (注)9	普通株式 △31,177,172	普通株式 3,464,130	_	100, 000	_	764, 999

- (注) 1. 株式分割(1:100,000)によるものであります。
 - 2. 機動的かつ柔軟な資本政策を行うことを目的として、自己株式の消却を行っております。
 - 3. 有償第三者割当

有原为二年司司	
割当先	
株式会社INCJ	3, 333, 333株
株式会社荏原製作所	833, 333株
株式会社リコー	833, 333株
発行価格:	120円
資本組入額:	60円

4. 有償第三者割当

11 0/3/4 — [[[1]	
割当先	
グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合	1,250,000株
発行価格:	120円
資本組入額:	60円

5. 有償第三者割当

割当先	
グローバル・ブレイン 7 号投資事業有限責任組合	130, 434株
株式会社SMBC信託銀行(特定運用金外信託 未来創生2号フ	2, 173, 913株
アンド)	
オリックス株式会社	1,086,956株
発行価格:	230円
資本組入額:	115円

- 6. 今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、資本金の額を減少させ(減資割合53.0%)、その 他資本剰余金に振り替えました。
- 7. A種優先株式及びB種優先株式の取得請求権行使による増加であります。
- 8. A種優先株式及びB種優先株式の消却による減少であります。
- 9. 株式併合(10:1)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

	8080 171							101 1 7017	
	株式の状況(1単元の株式数 100株))	
区分	政府及び 地方公共	△□₩₩■■	金融商品	その他の	外国治	去人等	個人	≑L	単元未満 株式の状況 (株)
	団体		取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(1/1)
株主数 (人)	_	_	_	6	_	_	3	9	_
所有株式数 (単元)	_	_	_	16, 638	_	_	18, 000	34, 638	330
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	48. 0	_	_	52. 0	100	_

⁽注) 自己株式2株は、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	_	_	_	
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_	
議決権制限株式(その他)	_	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_	
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,463,800	34, 638	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。なお、単元株式数 は100株であります。	
単元未満株式	普通株式 330	_	_	
発行済株式総数	3, 464, 130	_	_	
総株主の議決権	_	34, 638	_	

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式及びB種優先株式の取得会社法第155条第9号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	_	_
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303 (注) 1	_
	普通株式 2 (注) 2	1

- (注) 1. 2022年12月14日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。
 - 2. 2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことにより、端数2株を自己株式として取得しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

- n	最近事	業年度	最近期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	_	_	_	_	
消却の処分を行った取得自己 株式(注) 1	_	_	A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303	_	
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	_	_	_	_	
その他 (一)	_	_	_	_	
保有自己株式数	_	_	2	_	

(注) 1.2022年12月14日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益 還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部 留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であります。

当社は、配当を実施する場合、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この 剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨 を定款に定めております。現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した内部留保資金については事業 拡大のための成長投資に充当することを優先し、最近事業年度の剰余金の配当につきましては、無配当としておりま す。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで継続的に収益を拡大し、企業価値を向上させ、株主をはじめ、利用者様、関係先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。実効性のある内部統制システム、適切なリスク管理、コンプライアンス体制並びにこれらを適切に監査する体制を強化することで経営の健全性を確保してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とガバナンスの充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思 決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、2022年5月30日開催の臨時株主総会 の決議により監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、会社の機関として会計監 査人を設置し、会計監査においては会社法に基づく監査を受け、財務諸表等の信頼性の確保に努めておりま す。

(a) 取締役 · 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、取締役9名(取締役6名及び監査等委員である取締役3名)で構成されており、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

(b) 監査等委員·監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。 定例監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委 員は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会及び内部統制部門等から適宜業務の執行状況を 聴取し、重要な決裁文書や財務諸表等を閲覧する等して調査を行い、また常勤監査等委員は経営会議に出席 する等して、取締役の職務執行の妥当性及び適法性を監査しております。さらに、監査等委員は、内部監査 担当者及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査等委員会監査の実効性を高めてお ります。

(c) 経営会議

当社は、取締役会の権限に属さない事項の迅速な意思決定及び取締役会で決議すべき事項の検討のため、 業務執行取締役による経営会議を開催しております。当会議は、原則として毎月1回開催のほか、必要に応 じて臨時で開催し、常勤監査等委員がオブザーバーとして参加しております。

(d) 内部監查

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が内部監査規程に基づき、各部門に対して内部監査を実施しており、当事業年度は取締役プロフェッショナルサービス事業部長及び取締役管理部長が担当しております。なお、内部監査担当者が所属する部署については、自己監査とならないよう相互に監査を行う体制としております。内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、内部監査の実効性を高めております。

(e) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

(f) 内部統制委員会

内部統制のため、代表取締役社長の直轄組織として内部統制委員会を設置し、原則として四半期に一度開催しております。

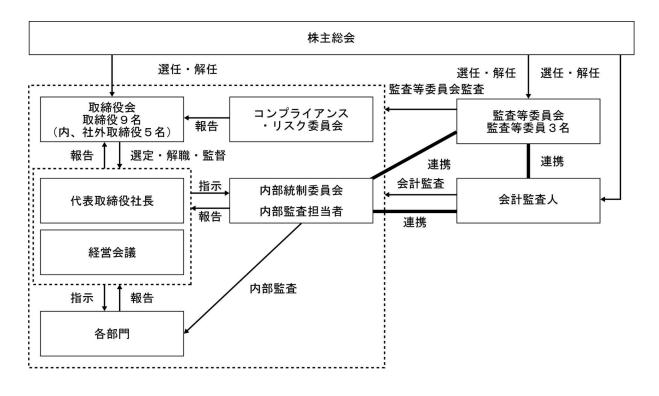
内部統制委員会は、代表取締役社長を委員長とし、管理部担当役員、プロフェッショナルサービス事業部 担当役員、内部監査担当が委員となっております。また、常勤監査等委員をオブザーバーとして参加する体 制としております。内部統制委員会では、内部統制全般に関する協議及び手続を行い、必要に応じてそれら の対応策について審議、検討を行っております。

(g) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス遵守及びリスク管理のため、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に一度開催しております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、管理部担当役員、プロフェッショナルサービス事業部担当役員、内部監査担当が委員となっております。また、常勤監査等委員をオブザーバーとして、その他委員長に指名された者、外部有識者も必要に応じて参加する体制としております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、リスク管理及びコンプライアンス全般に関する協議のほか内部通報状況やクレームの発生状況等について定例報告を行い、必要に応じてそれらの対応策について審議、検討を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



b 当該体制を採用する理由

当社は取締役会制度・監査等委員会制度を採用しており、取締役会が的確な意思決定と迅速な職務執行を行う一方、監査等委員会は取締役の職務執行の妥当性及び適法性の監査及び監視を行い、業務執行と役員の監査機能の組織体を分断させることで互いの牽制機能を最大限に発揮させ、経営の健全性と透明性を確保できる体制としております。

当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	内部統制委員 会	コンプライア ンス・リスク 管理委員会
代表取締役	柳原尚史	議長		議長	委員長	委員長
取締役	市來和樹	0		0	0	0
取締役	小松平佳	0		0		0
取締役	中井努	0		0	0	0
社外取締役	西村竜彦	0				
社外取締役	椿山善昭	0				
常勤監査等委員	松本範平	0	委員長			
監査等委員	櫟本健夫	0	0	0	0	0
監査等委員	齊藤友紀	0	0			

⁽注) 1. 監査等委員 松本範平、櫟本健夫及び齊藤友紀は、社外取締役であります。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、2022年5月30日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、そのシステムの構築に必要な体制の整備及び運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果た すために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させ る。
- ロ 会社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び 使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ハ 会社は、コンプライアンスに関する相談及び通報等について「公益通報者保護規程」を定め、不正行為 等の防止及び早期発見を図る。
- ニ 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、 その結果を代表取締役社長及び取締役(監査等委員)に報告する。
- ホ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、 組織全体として毅然とした対応をするとともに、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構 築し、反社会的勢力の排除に寄与する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の 社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ロ 文書管理部署の管理部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- ハ 当社は業務上取り扱う情報について「情報セキュリティ基本規程」に基づき、必要な対策を実施する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、リスク発生時には速やかに対応を行うとともに必要な是正措置を行う。

- (d) 取締役(監査等委員であるものを除く)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ロ 取締役(監査等委員であるものを除く)は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
 - ハ 取締役(監査等委員であるものを除く)は原則として月1回開催される経営会議等を通じて緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。

- (e) 取締役(監査等委員)がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 取締役(監査等委員)は、取締役(監査等委員)の指揮命令に服する使用人(以下、「監査等委員補助使用人」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ロ 監査等委員補助使用人が取締役(監査等委員)の職務を補助すべき期間中の指揮権は、取締役(監査等委員)に委嘱されたものとして、取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、取締役(監査等委員)の事前の同意を得るものとする。
- (f) 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人が取締役(監査等委員)に報告するための体制その他の取締役(監査等委員)への報告に関する体制
 - イ 取締役(監査等委員)は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人からその職務執行状況を聴収し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人に説明及び報告を求めることができる。
 - ロ 取締役(監査等委員であるものを除く)及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または 発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、 ただちに取締役(監査等委員)に報告する。
 - ハ 会社は、取締役(監査等委員)に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人等に周知徹底する。
- (g) その他取締役(監査等委員)の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - イ 代表取締役社長は、取締役(監査等委員)と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を行う。
 - ロ 取締役(監査等委員)は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ハ 取締役(監査等委員)は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し 監査の有効性、効率性を高める。

b リスク管理体制の整備の状況

当社は、法令、社内諸規程及び企業倫理の遵守の取り組みに関する基本的事項を「コンプライアンス規程」 に定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的としております。

また、コンプライアンス遵守及びリスク管理のため、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に一度委員会を開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、管理部担当役員、プロフェッショナルサービス事業部担当役員、内部監査担当が委員となっております。また、常勤監査等委員をオブザーバーとして、その他委員長に指名された者、外部有識者も必要に応じて参加する体制としております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、リスク管理及びコンプライアンス全般等に関する当社の現況及び問題点、新たなリスク要因の検討について審議しております。

情報セキュリティ管理については、情報資産を保護するために「情報セキュリティ方針」を定め、当社の事業で取り扱う、お客様の情報をはじめとする情報資産は、当社の経営基盤として極めて重要なものと考え、役員・従業員を含む、情報資産を扱う者は、情報資産の機密性、完全性、可用性といった情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001(JIS Q 27001))の規格要求事項に対応した情報セキュリティを維持するための活動に努めております。

また、(1)顧客、取引先、株主ならびに役職員への安心の提供、(2)コンプライアンスの徹底、(3)当社の事業継続性の確保を実現することを基本方針として「情報セキュリティ基本規程」を制定しております。管理部門担当役員を情報セキュリティ最高責任者として、管理部を情報セキュリティ統括部門として情報セキュリティの確保に必要な対策を実施しております。

情報セキュリティ統括部門では、下記のリスク対策を実施しております。

- (1) 人的対策:情報資産の情報セキュリティに関する権限や責任及び順守する事項を定め、また、役職員に法令等及び関連規程等の趣旨を徹底するために必要な教育及び啓発等を行う対策。
- (2) 物理的対策:情報資産の設置、保管場所への不正な立ち入り等を防止し、情報資産を損害及び利用への妨害等から保護するための対策。
- (3) 技術的対策:情報資産を不正なアクセス等から保護するためのアクセス制御、パスワード管理、ネットワーク機器管理、コンピューターウイルス防御等の対策。
- (4) 運用的対策:情報セキュリティに関する法令等及び関連規程等の順守状況の確認等の対策。
- (5) 危機管理対策:緊急事態が発生した際に迅速かつ適切な対応を可能とする対策。
- (6) 外部業務委託事業者の対策:外部業務委託事業者に情報資産の開発、運用等を委託する場合に、委託内容に応じ必要な義務事項等を契約書に明記し、適宜その順守状況の確認を行う等の対策。

個人情報については、「個人情報保護規程」を制定し、主管部門を管理部とし、個人情報を取り扱う部門ごとに、その所属長を管理責任者として個人情報の適正な管理に努めております。

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集するものとすることとしており、収集した個人情報は、厳正な管理のもと安全に管理し、当該個人情報への不正アクセス、改ざん及び紛失、漏洩等を未然に防ぐように努めるものとしております。

④ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は6名以内、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑥ 取締役及び監査等委員の責任限定契約の概要

当社と社外取締役2名(監査等委員を除く)及び監査等委員3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、機動的な自己株式の取得を可能とするために、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定めております。

9 中間配当

当社は、会社法454条第5項の規定に基づき取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 一名(役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 社長	柳原 尚史	1981年2月5日	2003年4月 2006年8月 2010年2月 2010年10月 2012年7月 2015年8月 2016年7月	NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 HSBC Services Japan 入社 大和証券キャピタルマーケッツ株式 会社(現 大和証券株式会社) 入社 Daiwa Capital Markets Hong Kong 入社(香港現地法人に転籍) ブラックロック・ジャパン株式会社 入社 Asian Frontier株式会社 (現 株式 会社Gran Manibus)入社 当社 創設 代表取締役社長(現任)	(注) 2	2, 050
取締役 プロフェッショナル サービス 事業部長	市來 和樹	1990年4月11日	2015年4月 2017年1月 2021年5月 2021年10月 2022年2月	株式会社フォワードネットワーク 入社 当社 入社 当社 執行役員 当社 執行役員 開発部長 当社 執行役員 プロフェッショナルサービス事業部長 当社 取締役 プロフェッショナル	(注) 2	_
取締役 コンサルティング 部長	小松 平佳	1981年1月29日	2003年4月 2007年9月 2017年4月 2018年6月 2021年10月	富士重工業株式会社(現 株式会社 SUBARU) 入社 株式会社ボストン・コンサルティン グ・グループ 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 執行役員 コンサルティング 部長 当社 取締役 コンサルティング部 長(現任)	(注) 2	370
取締役 管理部長	中井 努	1972年8月12日	2001年6月 2003年4月 2008年12月 2011年2月 2014年6月 2019年5月 2019年10月 2022年6月	新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 あずさ監査法人(現 有限責任あず さ監査法人) 入所 株式会社プロロジス 入社 株式会社エー・ピーカンパニー (現 株式会社エー・ピーホールディングス)入社 同社 取締役 管理本部長 当社 入社 当社 執行役員 管理部長 当社 取締役 管理部長(現任)	(注) 2	_

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役	西村 竜彦	1979年1月3日	2003年4月 2013年6月 2014年2月 2017年10月 2017年12月 2018年6月 2019年3月	ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社(現 ソニー・モバイルコミュニケーションズ株式会社) 入社株式会社産業革新機構(現 株式会社産業革新投資機構(INCJ)) 入社(現任)株式会社Trigence Semiconductor社外監査役株式会社QPS研究所 社外取締役(現任)株式会社ispace 社外取締役(現任)	(注) 2	
取締役	椿山 善昭	1965年10月10日	1988年4月 2008年4月 2020年4月 2022年4月 2022年10月	日本バルカー工業株式会社(現 株式 会社バルカー) 入社 同社 執行役員PMグループプロダク トマネージャー 同社 常務執行役員H&S営業本部長 同社 常務執行役員事業変革推進室 長(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注) 2	_
取締役 (監査等委員)	松本 範平	1956年7月22日	1979年4月 2002年12月 2005年9月 2006年11月 2008年6月 2009年10月 2013年3月 2014年6月 2018年7月 2020年11月 2022年5月	日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 入社 日興コーディアル証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社)入社 日興アイ・アール株式会社 常勤監査役 同社 常務取締役企画管理本部長 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社(現 日興リサーチセンター株式会社)取締役社長 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)執行役員 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員金融市場共同本部長兼調査共同本部長(金融経済調査部担当)日本相互証券株式会社 常務取締役管理本部長 株式会社カスタマーズディライト常勤監査役当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	櫟本 健夫	1965年1月1日	1988年4月 2003年10月 2009年1月 2011年7月 2015年5月 2018年11月 2019年3月 2022年5月	日本銀行 入行 あずさ監査法人(現 有限責任あず さ監査法人) 入所 とちもと公認会計士事務所 所長・ 代表公認会計士(現任) 株式会社クレド代表取締役(現任) スター・マイカ株式会社監査役 株式会社トランザクション取締役 (監査等委員)(現任) 当社 監査役 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	_
取締役(監査等委員)	齊藤 友紀	1979年10月22日	2008年12月 2009年7月 2016年9月 2018年11月 2019年4月 2019年7月 2019年7月 2021年5月 2021年6月 2022年5月 2022年11月	阿部隆徳国際法律特許事務所 入所 TOMO法律事務所 株式会社Preferred Networks 入社 株式会社メルカリ 入社 株式会社ジーネクスト 社外監査役 (現任) 株式会社アーリーワークス 社外監査役 法律事務所LAB-01代表弁護士(現任) 株式会社Mobility Technologies 入社 株式会社スカイマティクス 社外監査役 Cohh株式会社 代表取締役(現任) 当社 取締役(監査等委員)(現任) ファイメクス株式会社 社外取締役 (現任)	(注) 3	
			 			2, 420

- (注) 1. 取締役 西村竜彦、椿山善昭、松本範平、櫟本健夫及び齊藤友紀は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役の任期は、2022年10月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 3. 監査等委員の任期は、2022年5月30日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4. 代表取締役柳原尚史の所有株式数は、その資産管理会社である株式会社柳原ホールディングスが所有する株式数を含んでおります。
 - 5. 当社では、取締役会一層の活性化のため執行役員制度を導入しております。取締役でない執行役員は以下の とおりであります。

職名	氏名
執行役員開発部副部長	阿部 大志

② 社外役員の状況

当社は社外取締役5名を選任しております。

a 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役の西村竜彦は、IT業界及び金融業界での勤務経験から事業面及び財務面にも精通しており、当社における社外取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。社外取締役西村竜彦と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の椿山善昭は、メーカーでの勤務経験から事業面及び営業面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。社外取締役椿山善昭と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(常勤監査等委員)の松本範平は、金融機関の勤務経験から財務面に精通しており、当社における 社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切 な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。監査等委員 松本範平と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の櫟本健夫は、公認会計士としての高度な専門的知見を有し、金融機関の勤務経験から財務面にも精通しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。監査等委員櫟本健夫と当社の間において、人的、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の齊藤友紀は、弁護士としての高度な専門的知見を有し、IT業界での勤務経験から事業面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任しております。なお、監査等委員齊藤友紀と当社の間において、法律上の助言を受けるため2020年6月から2022年5月まで月額10万円の業務委託契約を締結しておりましたが、その取引額は当社及び齊藤友紀にとって僅少であり、またそれ以外に人的、資本的関係及び取引関係その他利害関係がなく、齊藤友紀は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断し独立役員に指定しております。

b 社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針

社外取締役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。なお、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

c 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役5名を選任しておりますが、社外取締役はいずれも当社が期待する機能・役割を果たしているものと認識しており、現在の選任状況について問題ないと判断しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月1回開催の定時取締役会及び臨時に行われる取締役会に出席し、独立的及び中立的立場から、公正な意見表明を行っております。また、内部監査責任者は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、内部監査の結果検出した問題点や課題を代表取締役社長に報告しております。常勤監査等委員は毎月1回行われる経営会議にも参加し、その内容について社外取締役に逐次連携をしています。

常勤監査等委員と会計監査人は必要に応じて協議を行い、意見交換することで連携と協調を図っております。 また、常勤監査等委員は内部監査責任者とも定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備運用状況等について意見交換し、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

a 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査等委員間での意見交換を目的に、監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、監査方針及び監査計画(重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施時期、その他必要事項)を立案し、監査等委員会において決議のうえで策定します。監査等委員の職務の分担は、監査等委員間での協議を踏まえ、監査等委員会の決議を経て決定します。監査等委員会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役社長に説明しております。

監査等委員は、監査等委員会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対してその説明を求めています。

b 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当社は、2022年5月より監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会は、毎月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度において監査等委員会は毎月1回開催しており、監査等委員3名はすべての監査等委員会に出席しております。

最近事業年度において、監査役協議会または監査等委員会を原則として月1回開催しており、個々の監査等 委員の出席状況は次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
松本範平	監査役協議会 12回 監査等委員会 3回	監査役協議会 12回 監査等委員会 3回
櫟本健夫	監査役協議会 12回 監査等委員会 3回	監査役協議会 12回 監査等委員会 3回
齊藤友紀	監査等委員会 3回	監査等委員会 3回

(注) 1. 齊藤友紀は、2022年5月開催の臨時株主総会において選任されたため、監査等委員就任後の開催回数及 び出席回数を記載しております。

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針・監査計画、監査業務の分担、監査法人の選定及び報酬の妥当性の評価、監査等委員の活動報告等があります。

また、常勤監査等委員は、重要な会議として、取締役会のほか経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会へ出席し、重要な決裁書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査等委員へ随時情報を発信することにより情報共有に努めております。

② 内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が内部監査規程に基づき、各部門に対して相互に内部監査を実施しており、当事業年度は取締役プロフェッショナルサービス事業部長及び取締役管理部長が担当しております。内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、内部監査の実効性を高めております。

内部監査担当者は、定期監査について内部監査計画(監査方針、監査重点項目、被監査部門、監査内容、実施時期、監査担当者、その他必要事項)を立案し、代表取締役社長の承認を受けております。この内部監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知し、実地監査もしくは書面監査またはこれらの併用により監査を実施しております。

監査結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項の具体的な指摘及び勧告を行っております。後日、被監査部門から改善状況の報告を受け、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携

当社では、内部監査担当者は監査の実効性を高めることを目的として、監査等委員及び会計監査人と相互連携を図り、内部監査の実施状況等について情報交換を行うため、定期的に会合を行うことにより三様監査の実効性を高めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称 有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間 2年

c 業務を執行した公認会計士

有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 只隈 洋一有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 室井 秀夫

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者2名、その他2名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模を持つこと、万全の監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、株式公開に係る監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、当該監査法人を選定いたしました。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、管理部に会計監査人の監査業務について確認するほか、監査等委員会として会計監査人から直接監査業務について報告を受けております。監査等委員会は、会計監査人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価するとともに、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度	の前事業年度	最近事	業年度
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
12, 500	_	12, 600	_

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

最近事業年度の前事業年度		最近事	業年度
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
_	_	_	2, 060

最近事業年度における非監査業務の内容は、デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社からのアドバイザリー業務によるものであります。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針等を定めておりませんが、監査法人と監査日数、監査内容及び当社の規模等を協議した結果を総合的に勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・人員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前事業年度の実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査等委員の報酬等は、株主総会決議により報酬総額の限度額を決定しております。2022年5月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬総額を年額金100百万円以内(取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とし、監査等委員の報酬総額を年額金15百万円以内とそれぞれ決議しております。

また、取締役の基本報酬の個別配分については、2022年5月30日の取締役会において決議した取締役報酬の決定方針に従い、取締役の役位、職責、在任年数、貢献度に応じて支給額を決定し、独立社外取締役及び監査等委員の意見を踏まえ、取締役会決議により決定しております。最近事業年度の各役員の報酬額については、2021年10月25日、2022年5月30日及び2022年6月13日の取締役会において決定いたしました。監査等委員の報酬の個別配分額については、監査役協議会または監査等委員会における協議により決定しております。

また、上記の報酬額のほか、取締役に対してストック・オプションを付与しており、当該取締役の果たす役職、 役割及び貢献度を勘案して付与数を決定しております。

なお、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬は、現在導入しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額		報酬等の種類別	別の総額(千円)		対象となる 役員の員数
(文具区分	(千円)	固定報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	退職慰労金	(名)
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	32, 650	32, 650	_	_	_	4
社外役員	10, 640	10, 640	_	_	_	5

- (注) 当社は、2022年5月30日付けで監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
 - ③ 役員ごとの報酬等の総額等 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
 - ④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、政策保有株式について、営業政策上の必要性や株式保有の合理性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。なお、本書提出日現在において、政策保有株式の保有はありません。

- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、前事業年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)及び当事業年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(2022年8月1日から2023年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
- 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。
- 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を 適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が 主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 212, 381	1, 383, 154
売掛金	87, 809	38, 242
電子記録債権	_	34, 320
仕掛品	_	60
前払費用	9, 391	12, 407
その他	4, 162	19
流動資産合計	1, 313, 745	1, 468, 204
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	* 1 15, 712	% 1 1,611
車両運搬具(純額)	*1 1, 157	×1 772
工具、器具及び備品(純額)	% 1 18, 500	* 1 11,513
有形固定資産合計	35, 370	13, 897
無形固定資産		
ソフトウエア	882	1, 151
無形固定資産合計	882	1, 151
投資その他の資産		
出資金	30	30
敷金及び保証金	42, 448	36, 187
繰延税金資産	_	41, 784
投資その他の資産合計	42, 478	78, 001
固定資産合計	78, 731	93, 050
資産合計	1, 392, 476	1, 561, 255

		(半位・1円/
	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20, 896	10, 831
未払金	13, 021	84, 589
未払法人税等	1, 360	1, 223
未払消費税等	16, 261	32, 934
前受金	28, 759	_
預り金	12, 356	17, 946
リース債務	2, 840	_
その他	33, 417	105
流動負債合計	128, 913	147, 630
負債合計	128, 913	147, 630
純資産の部		
株主資本		
資本金	100, 000	100, 000
資本剰余金		
資本準備金	764, 999	764, 999
その他資本剰余金	669, 999	669, 999
資本剰余金合計	1, 434, 999	1, 434, 999
利益剰余金		
利益準備金	1, 250	1, 250
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△272, 686	△122, 624
利益剰余金合計	△271, 436	△121, 374
株主資本合計	1, 263, 563	1, 413, 624
純資産合計	1, 263, 563	1, 413, 624
負債純資産合計	1, 392, 476	1, 561, 255

(単位:千円)

当第2四半期会計期間 (2023年1月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1, 190, 230
売掛金及び契約資産	240, 073
仕掛品	697
前払費用	18, 829
その他	8
流動資産合計	1, 449, 839
固定資産	
有形固定資産	9, 399
無形固定資産	20, 094
投資その他の資産	52, 752
固定資産合計	82, 245
資産合計	1, 532, 085

当第2四半期会計期間 (2023年1月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	10, 878
未払金	23, 825
未払法人税等	305
その他	25, 584
流動負債合計	60, 594
負債合計	60, 594
純資産の部	
株主資本	
資本金	100, 000
資本剰余金	1, 312, 374
利益剰余金	59, 117
自己株式	$\triangle 1$
純資産合計	1, 471, 490
負債純資産合計	1, 532, 085

② 【損益計算書】

		(単位:千円)_
	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
売上高	419, 445	% 1 968, 521
売上原価	227, 960	355, 945
売上総利益	191, 484	612, 576
販売費及び一般管理費	* 2、3 348,045	* 2、3 556, 172
営業利益又は営業損失(△)	△156, 560	56, 403
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	13
助成金収入	8, 604	52, 605
その他	547	479
営業外収益合計	9, 158	53, 097
経常利益又は経常損失(△)	△147, 401	109, 500
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△147, 401	109, 500
法人税、住民税及び事業税	1, 360	1, 223
法人税等調整額	_	△41, 784
法人税等合計	1, 360	△40, 560
当期純利益又は当期純損失(△)	△148, 761	150, 061

【売上原価明細書】

			前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)		当事業年度 (自 2021年8月 至 2022年7月3	
	区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I	労務費		103, 677	47. 2	111, 110	31.2
П	経費	※ 1	116, 181	52. 8	244, 896	68.8
	当期総製造費用		219, 858	100.0	356, 006	100.0
	期首仕掛品棚卸高		8, 102		_	
	合計		227, 960		356, 006	
	期末仕掛品棚卸高		_		60	
	当期売上原価		227, 960		355, 945	

(注)※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	40, 228	34, 960
外注費	26, 524	159, 157
減価償却費	25, 720	21, 702

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

	(単位:千円) 当第2四半期累計期間
	(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
売上高	436, 976
売上原価	154, 397
売上総利益	282, 578
販売費及び一般管理費	*1 199, 350
営業利益	83, 228
営業外収益	
受取利息及び配当金	6
助成金収入	63
固定資産売却益	79
その他	44
営業外収益合計	194
経常利益	83, 422
税引前四半期純利益	83, 422
法人税、住民税及び事業税	305
法人税等調整額	25, 249
法人税等合計	25, 554
四半期純利益	57, 867

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	次十厶	資本剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	379, 999	374, 999	_	374, 999	
当期変動額					
新株の発行	389, 999	389, 999		389, 999	
減資	△669, 999		669, 999	669, 999	
当期純損失 (△)					
当期変動額合計	△279, 999	389, 999	669, 999	1, 059, 999	
当期末残高	100, 000	764, 999	669, 999	1, 434, 999	

株主資本						
利益剰余金			純資産合計			
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計		
	机盆平佣金	繰越利益剰余金	村 金 制 示 並 古 司			
当期首残高	1, 250	△123, 924	△122, 674	632, 325	632, 325	
当期変動額						
新株の発行				779, 999	779, 999	
減資				_	_	
当期純損失 (△)		△148, 761	△148, 761	△148, 761	△148, 761	
当期変動額合計		△148, 761	△148, 761	631, 237	631, 237	
当期末残高	1, 250	△272, 686	△271, 436	1, 263, 563	1, 263, 563	

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金		資本剰余金	
	資本 並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	764, 999	669, 999	1, 434, 999
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	_	_	_	_
当期末残高	100,000	764, 999	669, 999	1, 434, 999

株主資本						
		利益剰余金			<i>体次立</i> ∧ ⇒[
	利益準備金	その他利益剰余金		株主資本合計	純資産合計	
	利益平개並	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1, 250	△272, 686	△271, 436	1, 263, 563	1, 263, 563	
当期変動額						
当期純利益		150, 061	150, 061	150, 061	150, 061	
当期変動額合計	_	150, 061	150, 061	150, 061	150, 061	
当期末残高	1, 250	△122, 624	△121, 374	1, 413, 624	1, 413, 624	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

は 【ハイノマユーノロー 町井目】		
		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2020年8月1日	当事業年度 (自 2021年8月1日
	至 2021年7月31日)	至 2022年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	\triangle 147, 401	109, 500
減価償却費	33, 162	32, 043
受取利息及び受取配当金	$\triangle 7$	△13
助成金収入	△8, 604	△52, 605
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△63, 770	15, 247
仕掛品の増減額(△は増加)	8, 102	△60
仕入債務の増減額 (△は減少)	20, 896	△10, 064
未払金の増減額(△は減少)	△5, 871	71, 567
前受金の増減額 (△は減少)	17, 459	$\triangle 28,759$
預り金の増減額(△は減少)	4, 602	5, 589
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16, 261	16, 673
その他	2, 691	△2, 691
小計	△122, 479	156, 426
利息及び配当金の受取額	7	13
助成金の受取額	42, 021	19, 188
法人税等の還付額	6, 733	3, 924
法人税等の支払額	△2, 741	△1, 360
営業活動によるキャッシュ・フロー	△76, 458	178, 192
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4, 339	△3, 863
無形固定資産の取得による支出	△618	△715
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4, 957	△4, 578
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株発行による収入	779, 999	_
リース債務の返済による支出	△2, 840	△2, 840
財務活動によるキャッシュ・フロー	777, 158	△2, 840
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	695, 742	170, 772
現金及び現金同等物の期首残高	516, 638	1, 212, 381
現金及び現金同等物の期末残高	* 1 1, 212, 381	* 1 1, 383, 154

(単位:千円) 当第2四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

	至 2023年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	83, 422
減価償却費	6, 517
受取利息及び受取配当金	$\triangle 6$
助成金収入	△63
固定資産売却損益 (△は益)	△79
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△167, 511
棚卸資産の増減額(△は増加)	△636
仕入債務の増減額 (△は減少)	47
未払金の増減額 (△は減少)	△60, 765
その他	△31, 813
小計	△170, 889
利息及び配当金の受取額	6
助成金の受取額	63
法人税等の支払額	△1, 223
営業活動によるキャッシュ・フロー	△172, 042
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2, 340
有形固定資産の売却による収入	722
無形固定資産の取得による支出	△19, 264
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20, 881
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△192, 924
現金及び現金同等物の期首残高	1, 383, 154
現金及び現金同等物の四半期末残高	<u>*1 1, 190, 230</u>

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を 採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資產

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年

工具、器具及び備品 3年~8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3年~5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を 計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年

工具、器具及び備品 3年~8年

(2) 無形固定資產

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア

3年~5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。 (重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

収益認識における進行基準の適用

- 1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額 売上高 148,359千円
- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(金額の算出方法)

進行基準の適用にあたっては、当事業年度末において受注金額に対応して発生した既発生原価の見積総原価 に対する割合(原価比例法)により算出した進捗率により売上高を計上しております。

(重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定)

見積総原価につきましては、要求仕様及び開発途中の大きな設計の変更がなく、開発過程に想定外の大きな 工数が発生しないことを前提として、類似案件の開発経験を参考に算出しております。

(重要な会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に与える影響)

見積総原価については事業年度末毎に現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る前提 条件の変更等(要求仕様や設計の変更等)により見積額が変更となる可能性があり、翌事業年度の財務諸表に おいて認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

繰延税金資産の回収可能性

- 1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産 41,784千円
- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(金額の算出方法)

繰延税金資産の計上にあたっては、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積って おります。

(重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定)

繰延税金資産の金額につきましては、将来に課税所得が発生することを前提として算出しております。課税 所得は、事業計画の基礎となる将来売上高及び将来営業損益に基づいて見積もっており、AI市場の需要予測 を勘案した将来売上高、営業利益率、将来減算一時差異等の解消予定時期のスケジューリングを主要な仮定 としております。

(重要な会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に与える影響)

繰延税金資産については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を2021年8月1日以後開始する事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、請負契約に関して、従来は、プロジェクトの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って おり、当事業年度の期首より前に新たに会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰延利 益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当該会計方針の変更により当事業年度の売上高及び損益、並びに利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記 については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

- 1 収益認識に関する会計基準等
 - ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
 - ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

- 2 時価の算定に関する会計基準等
 - ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
 - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
 - ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
 - ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の 注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日) 該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

			(単位:千円)_
		前事業年度	当事業年度
	(自	2020年8月1日	(自 2021年8月1日
	至	2021年7月31日)	至 2022年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額		68, 187	95, 049

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との 契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した 情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	(単位:千F 当事業年度
	(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
	70, 830	43, 290
給料及び手当	117, 047	167, 997
研究開発費	11, 151	68, 774
減価償却費	7, 441	10, 340
おおよその割合		
販売費	2%	3%
一般管理費	98%	97%

₩3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

				(単位:千円)_
		前事業年度		当事業年度
	(自	2020年8月1日	(自	2021年8月1日
	至	2021年7月31日)	至	2022年7月31日)
研究開発費		11, 151		68, 774

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	25, 000, 000	_	_	25, 000, 000
A種優先株式(株)	6, 249, 999	_	_	6, 249, 999
B種優先株式(株)	_	3, 391, 303	_	3, 391, 303
合計	31, 249, 999	3, 391, 303	_	34, 641, 302

(変動事由の概要)

第三者割当増資に伴う新株の発行による増加 B種優先株式 3,391,303株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	25, 000, 000	l	_	25, 000, 000
A種優先株式(株)	6, 249, 999	_	_	6, 249, 999
B種優先株式(株)	3, 391, 303	_	_	3, 391, 303
合計	34, 641, 302	_	_	34, 641, 302

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
現金及び預金	1, 212, 381千円	1,383,154千円
現金及び現金同等物	1,212,381千円	1,383,154千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金を主に株式発行により調達しております。一時的な余資は普通預金としており、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は全て1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、プロジェクト管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期 把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、管理部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流

動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち28.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1, 212, 381	1, 212, 381	_
(2) 売掛金	87, 809	87, 809	_
資産計	1, 300, 191	1, 300, 191	_
(1) 買掛金	20, 896	20, 896	_
(2) 未払金	13, 021	13, 021	-
(3) 未払法人税等	1, 360	1, 360	_
(4) 未払消費税等	16, 261	16, 261	_
(5) リース債務	2,840	2, 840	_
負債計	54, 380	54, 380	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等及び(4)未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 212, 381	_	_	_
売掛金	87, 809	_	_	_
合計	1, 300, 191	_	_	_

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金を主に株式発行により調達しております。一時的な余資は普通預金としており、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。 営業債務である買掛金は全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、プロジェクト管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、管理部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流 動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち32.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

- 1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 該当事項ありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社執行役員 2名 当社従業員 11名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプ ションの数(注) 1	普通株式 22,100株	普通株式 145,750株	普通株式 10,000株
付与日	2018年10月2日	2019年10月31日	2019年10月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年10月1日~ 2028年9月30日	2021年10月29日~ 2029年10月28日	2021年10月29日~ 2029年10月28日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 3名 当社従業員 24名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 69,700株	普通株式 40,000株
付与日	2021年7月29日	2021年7月29日
権利確定条件	(注) 3	
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2023年7月12日~ 2031年7月11日	2023年7月12日~ 2031年7月11日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年1月4日付で株式10株を1株に株式併合しております。
 - 2. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合、または当社の発行済株式(但し、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の比率が33%以下になった場合に行使することができる。
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
- (2) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
- (3) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
- (4) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2023年1月4日付で株式10株を1株に株式併合しております。

① ストック・オプションの数

		第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前	(株)			
前事業年度末		24, 500	148, 000	10,000
付与		_	_	_
失効		2, 400	2, 250	_
権利確定		_		_
未確定残		22, 100	145, 750	10,000
権利確定後	(株)			
前事業年度末		_	_	_
権利確定		_	_	_
権利行使		_	_	_
失効		_	_	_
未行使残		_	-	_

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株))		
前事業年度末		_	_
付与		69, 700	40,000
失効		_	_
権利確定		_	_
未確定残		69, 700	40,000
権利確定後(株))		
前事業年度末		_	_
権利確定		_	_
権利行使		_	_
失効		_	_
未行使残		_	_

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	30	200	200
行使時平均株価(円)	_	_	_
付与日における公正な評価単価(円)	_	_	_

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	600	600
行使時平均株価(円)	_	_
付与日における公正な評価単価(円)	_	_

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法です。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用して おります。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

74,897千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプション の権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

- 1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 該当事項ありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社執行役員 2名 当社従業員 11名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1	普通株式 18,600株	普通株式 139,350株	普通株式 2,000株
付与日	2018年10月2日	2019年10月31日	2019年10月31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年10月1日~ 2028年9月30日	2021年10月29日~ 2029年10月28日	2021年10月29日~ 2029年10月28日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 3名 当社従業員 24名	当社取締役 1名	
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1	普通株式 58,900株	普通株式 40,000株	
付与日	2021年7月29日	2021年7月29日	
権利確定条件	(注) 3		
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	
権利行使期間	2023年7月12日~ 2031年7月11日	2023年7月12日~ 2031年7月11日	

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年1月4日付で株式10株を1株に株式併合しております。
 - 2. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合、または当社の発行済株式(但し、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の比率が33%以下になった場合に行使することができる。
 - (2) (1) の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。) が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
 - (3) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
 - (4) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所または日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。
- (2) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社を懲戒解雇され、または、当社において論旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
- (3) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。
- (4) (1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2023年1月4日付で株式10株を1株に株式併合しております。

① ストック・オプションの数

		第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前	(株)			
前事業年度末		22, 100	145, 750	10,000
付与		_	_	_
失効		3, 500	8,800	8,000
権利確定		_		_
未確定残		18, 600	139, 350	2,000
権利確定後	(株)			
前事業年度末		_	_	_
権利確定		_	_	_
権利行使		_	_	_
失効		_	_	_
未行使残		_	-	_

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	69, 700	40,000
付与	_	_
失効	10,800	_
権利確定	_	_
未確定残	58, 900	40,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	_	_
権利確定	_	_
権利行使	_	_
失効	_	_
未行使残	_	_

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	30	200	200
行使時平均株価(円)	_	_	_
付与日における公正な評価単価(円)	_	_	_

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	600	600
行使時平均株価(円)	_	_
付与日における公正な評価単価(円)	_	_

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法です。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

93,027千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2021年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円) 繰延税金資産 84, 291 税務上の繰越欠損金(注) その他 14, 555 繰延税金資産小計 98,846 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) △84, 291 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △14, 555 評価性引当金小計 △98,846 繰延税金資産合計 繰延税金資産純額

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	_	_	_	_	_	84, 291	84,291千円
評価性引当額	_	_	_	_	_	△84, 291	△84, 291 ″
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	— <i>I</i> I

⁽a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

当事業年度(2022年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	32, 472
その他	9, 312
繰延税金資産小計	41, 784
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	_
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	
評価性引当金小計	_
繰延税金資産合計	41, 784
繰延税金資産純額	41, 784

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

		- ,,,,					
	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	_	_	_	_	_	32, 472	32,472千円
評価性引当額	_	_	_	_	_	_	— <i>"</i>
繰延税金資産	_	_	_	_	_	32, 472	32, 472 "

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金32,472千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産32,472千円計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
住民税均等割等	1.1%
評価性引当金の増減額	\triangle 68.6%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△37.0%

(収益認識関係)

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(十一下・111)
カスタムAIソリューション事業	売上高
受託請負契約	797, 194
共同開発契約	142, 250
その他	29, 077
顧客との契約から生じる収益	968, 521
その他の収益	_
外部顧客への売上高	968, 521

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29条)に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	58, 240
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	72, 562
契約資産(期首残高)	29, 569
契約資産(期末残高)	_
契約負債(期首残高)	28, 759
契約負債(期末残高)	_

契約資産は、顧客との受託請負契約について、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託請負契約に関する対価は、契約条件に従い請求し、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される受託請負契約や共同開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。この契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、28,759千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

当社は「カスタムAIソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

当社は「カスタムAIソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資產

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社リコー	88, 000	カスタムAIソリューション事業
荏原環境プラント株式会社	70, 050	カスタムAIソリューション事業

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事株式会社	485, 450	カスタムAIソリューション事業
荏原環境プラント株式会社	127, 650	カスタムAIソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日) 該当事項はありません。 (関連当事者情報)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり純資産額	△120. 21円	△76.90円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△44. 69円	43.32円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
 - 2. 当社は、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
 - 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△148, 761	150, 061
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益(千円)	△148, 761	150, 061
普通株式の期中平均株式数(株) (うち普通株式) (うちA種優先株式) (うちB種優先株式)	2, 364, 347 625, 000 339, 130	2, 500, 000 625, 000 339, 130
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	約権の数2,875,500個) なお、新株予約権の概要は、 「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権	新株予約権5種類(新株予 約権の数2,588,500個) なお、新株予約権の概要は、 「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。

(注) A種優先株式及びB種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1, 263, 563	1, 413, 624
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1, 679, 999	1, 679, 999
(うちA種優先株式に係る払込金額)(千円) (うちB種優先株式に係る払込金額)(千円)	899, 999 779, 999	899, 999 779, 999
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△416, 436	△266, 374
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3, 464, 130	3, 464, 130

⁽注) A種優先株式及びB種優先株式は、残余財産分配については普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式、B種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(優先株式の取得及び消却)

取得請求権行使により、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、2022年12月5日から12日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてを消却することについて2022年12月15日開催の取締役会において決議し、2022年12月16日付で消却しております。なお、当社は、2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 6,249,999株 B種優先株式 3,391,303株

(2) 交換により交付した普通株式数普通株式9,641,302株

(3) 交付後の発行済普通株式数 34,641,302株

(株式の併合及び単元株制度の採用)

当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年1月4日付をもって株式併合を行っております。

また、当社は、2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、2022年12月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式併合及び単元株制度の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を適切な水準とすることを目的として株式併合を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式併合の概要

(1) 併合方法

2023年1月4日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式10株につき1株の割合をもって併合しております。

(2) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 34,641,302株 今回の株式併合により減少する株式数 31,177,172株 株式併合後の発行済株式総数 3,464,130株 株式併合後の発行可能株式総数 12,000,000株

(3) 株式併合の効力発生日

2023年1月4日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(その他資本剰余金の減少)

当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付でその他資本剰余金を減少し、全額を繰越利益 剰余金に振替を行いました。

1. その他資本剰余金の減少の目的

当社における黒字化のめどが立ったことを機に過年度の欠損金を一掃するため、その他資本剰余金の減少を実施することといたしました。

2. その他資本剰余金の額の減少及び剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補します。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 122,624,684円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 122,624,684円

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

学位:1円)当第2四半期累計期間
(自 2022年8月1日
至 2023年1月31日)役員報酬37,470給料及び手当68,111研究開発費10,909減価償却費1,194

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当第2四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

現金及び預金全 2023年1月31日)現金及び預金同等物1,190,230 千円現金及び現金同等物1,190,230 千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

1. 配当金支払額 該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

当社の事業セグメントは、カスタムAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	(+177 : 111)
カスタムAIソリューション事業	売上高
受託請負契約	274, 446
共同開発契約	123, 700
その他	38, 830
顧客との契約から生じる収益	436, 976
その他の収益	_
外部顧客への売上高	436, 976

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり四半期純利益	16円70銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	57, 867
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る四半期純利益(千円)	57, 867
普通株式の期中平均株式数(株) (うち普通株式)	3, 464, 130
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度 末から重要な変動があったものの概要	_

- (注) 1. A種優先株式及びB種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通 株式と同等の株式としております。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 - 3. 当社は、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2022年7月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	42, 217	_	_	42, 217	40, 606	14, 100	1, 611
車両運搬具	3, 324	_	_	3, 324	2, 552	385	772
工具、器具及び備品	59, 541	3, 863	_	63, 404	51, 891	10, 850	11, 513
有形固定資産計	105, 083	3, 863	_	108, 947	95, 049	25, 336	13, 897
無形固定資産							
ソフトウェア	1, 118	715	_	1,833	681	445	1, 151
無形固定資産計	1, 118	715	_	1,833	681	445	1, 151

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品本社 PC備品 ソフトウェア 本社

自社利用ソフトウェア

3,863千円 715千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2022年7月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	114
預金	
普通預金	1, 383, 040
計	1, 383, 040
合計	1, 383, 154

② 売掛金 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱商事㈱	18, 370
㈱バルカー	13, 200
荏原環境プラント(株)	5, 500
㈱新日本科学	1, 100
その他	72
合計	38, 242

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C) (A)+(B)×100	滞留期間(日) (A)+(D) 2 (B) 365	
87, 809	934, 201	983, 769	38, 242	96. 2	24. 6	

③ 電子記録債権 相手先別内訳

相手先	金額(千円)		
㈱アルティア	34, 320		
合計	34, 320		

④ 仕掛品

品名	金額(千円)		
カスタムAIソリューション事業、受託請負契約	60		
合計	60		

⑤ 買掛金

区分	金額(千円)
㈱みらいワークス	3, 388
㈱Fusic	2, 695
Spline(株)	2, 190
BnA体	1,056
(株)EVERRISE	1, 012
その他	490
合計	10, 831

⑥ 未払金

区分	金額(千円)
クモノスコーポレーション(株)	28, 599
㈱LIB	11,000
㈱リクルートエグゼクティブエージェント	4, 950
有限責任監査法人トーマツ	3, 740
㈱ビズリーチ	2, 720
その他	33, 580
合計	84, 589

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	_
剰余金の配当の基準日	毎年1月末日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL: https://www.ridge-i.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に 規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
 - 2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
 - 3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】 該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2021年 12月8日	株式会社 INCJ 代表取締役 社長 勝又幹英	東京都虎ノ 門1丁目3 番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社バルカー 代表取締役 社長 本坊吉博	東京都品川 区大崎2丁 目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先 株式 155,800 (注)5	450, 262, 000 (2, 890) (注) 5	事業上の関 係強化に向 けた当社要 請による売 却
2022年 9月15日	株 式 会 社 INCJ 代表取締役 社長 勝又幹英	東京都虎ノ 門1丁目3 番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社バ ルカー 代表取締役 社長 本坊吉博	東京都品川 区大崎2丁 目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先 株式 177,533 (注)5	442, 057, 917 (2, 490) (注) 5	事業上の関 係強化に 計に 計による 請に 却
2022年 9月15日	株式会社 リコー 代表取締役 社長 山下良則	東京都大田 区中馬込1 丁目3番6 号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社バ ルカー 代表取締役 社長 本坊吉博	東京都品川区大崎2丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先 株式 83,333 (注)5	207, 499, 917 (2, 490) (注)5	事業上の関 係強化に向 けた当社要 請による売 却
2022年 12月 5 日	_	_	_	オリックス 株式会社 代表執行役 井上亮	東京都港区 浜松町2丁 目4番1号	特別利害関係者等(大株主 上位 10名)	B種優先 株式 △108,695 普通株式 108,695(注) 5	_	(注) 6
2022年 12月8日	_	_	_	株式会社バルカー 代表取締役 社長 本坊吉博	東京都品川 区大崎2丁 目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株 式 △416,666 普通株式 416,666 (注)5	_	(注) 6
2022年 12月8日	_	_	_	株式会社荏 原製作所 代表執行役 社長 浅見正男	東京都大田 区羽田旭町 11-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株 式 △83,333 普通株式 83,333 (注)5	_	(注) 6
2022年 12月9日	_	_	_	株 SMBC 特定語 行(特定語号 行(外集) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	東京都千代 田区丸の内 1丁目3番2 号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	B種優先株 式 △217, 391 普通株式 217, 391 (注) 5	_	(注) 6
2022年 12月12日	_	_	_	グルン事任無合グルン代社百 ロ・7業組限員 ロ・株表長合 ーレ投限 任 ーレ会締 安 ーレ投限 任 ーレ会締 安 バイ資責 組 バイ 役 安	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	A種優先株式 △125,000 B種優先株式 △13,043 普通株式 138,043 (注)5	_	(注) 6
2023年 1月4日	グルン事任無合グルン代社百 ロ・7 業組限員 ロ・株表長合 一 レ会締 安 バイ資責 組 バイ 役 を かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はん	東京都渋谷 区桜丘町10 番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 Ridge-i 代表取締役 社長 柳原尚史	東京都千代 田区大手町 1丁目6番 1号	提出会社	普通株式 0.3636	334 (920) (注) 7	株式併合時 の端数買取

移動年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2023年 1月4日	株式会社バ ルカー 代表取締役 社長 本坊吉博	東京都品川 区大崎2丁 目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株 式 会 社 Ridge-i 代表取締役 社長 柳原尚史	東京都千代 田区大手町 1丁目6番 1号	提出会社	普通株式 0.5455	502 (920) (注) 7	株式併合時の端数買取
2023年 1月4日	株式会社在 原製作所 代表執行役 社長 浅見正男	東京都大田 区羽田旭町 11-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 Ridge-i 代表取締役 社長 柳原尚史	東京都千代 田区大手町 1丁目6番 1号	提出会社	普通株式 0.2727	251 (920) (注) 7	株式併合時の端数買取
2023年 1月4日	株 SMBC 信在 会 託運託 完信定信生 完有 完有 完有 完 完 完 完 完 完 完 完 是 形 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光	東京都千代 田区丸の内 1丁目3番 2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 Ridge-i 代表取締役 社長 柳原尚史	東京都千代 田区大手町 1丁目6番 1号	提出会社	普通株式 0.2727	251 (920) (注) 7	株式併合時 の端数買取
2023年 1月4日	オリックス 株式会社 代表執行役 井上亮	東京都港区 浜松町2丁 目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株 式 会 社 Ridge-i 代表取締役 社長 柳原尚史	東京都千代 田区大手町 1丁目6番 1号	提出会社	普通株式 0.5455	502 (920) (注) 7	株式併合時の端数買取

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券 上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会 を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理 の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日 (2020年8月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は 譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合 には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価 証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
 - 2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
 - 3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその 役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
 - 4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
 - DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
 - 5. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、当該株式併合前の移動につきましても、株式併合後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
 - 6. 2022年12月5日から2022年12月12日付で、株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式またはB種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当該優先株式の発行時の価格はDCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式について2022年12月15日開催の取締役会決議により、2022年12月16日付で会社法178条に基づき全て消却しております。
 - 7. 移動価格算定方式は次のとおりです。

買取金額は、2022年8月30日付の株式価値算定書記載の当社普通株式の価格に基づくものです。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2020年12月25日	2021年7月29日	2021年7月29日
種類	B種優先株式	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	339, 130株 (注) 5	69, 700株 (注)5	40,000株 (注)5
発行価格	2,300円 (注)2、5	600円 (注)3 、 5	600円 (注)3、5
資本組入額	1, 150円 (注) 5	300円 (注) 5	300円 (注) 5
発行価額の総額	779, 999, 690円	41,820,000円	24, 000, 000円
資本組入額の総額	389, 999, 845円	20, 910, 000円	12,000,000円
発行方法	有償第三者割当	2021年6月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2021年6月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			_

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。
 - (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年7月31日であります。
 - 2. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 - 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 - 4. 当社は、2022年12月5日から9日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。なお、当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき600円	1 株につき600円
行使期間	2023年7月12日から 2031年7月11日まで	2023年7月12日から 2031年7月11日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4提出会 社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」 に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4提出会 社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況①スト ックオプション制度の内容」に 記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するときは、当 社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当 社取締役会の承認を要する。

- 6. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式併合後の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
- 7. 新株予約権①については、退職等により付与対象者9名35,200株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
㈱SMBC信託銀行(特定運用金外信託 未来創生2号ファンド) 代表取締役 西﨑龍司資本金 87,550百万円	東京都千代田区丸の内1 丁目3番2号	銀行業	217, 391	499, 999, 990 (2, 300)	特別利害関係者 (大株主上位10名)
オリックス(株) 代表執行役 井上亮 資本金 221,111百万円	東京都港区浜松町2丁目4番1号	金融業	108, 695	249, 999, 880 (2, 300)	特別利害関係者 (大株主上位10名)
グローバル・ブレイン 7号投資事業有限責任 組合 無限責任組合員グロー バル・プレイン株式会 社 代表取締役社長 百合本安彦 資本金 100百万円	東京都渋谷区桜丘町10番 11号	投資業	13, 043	29, 999, 820 (2, 300)	特別利害関係者 (大株主上位10名)

(注) 1. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権(1)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
横山 慶一	東京都板橋区	会社員	2, 300	1, 380, 000 (600)	当社 従業員
大沢 伸人	埼玉県川口市	会社員	2, 300	1, 380, 000 (600)	当社 従業員
畠山 湧	東京都調布市	会社員	2, 300	1, 380, 000 (600)	当社 従業員
佐々木 茜	神奈川県小田原市	会社員	2, 100	1, 260, 000 (600)	当社 従業員
谷川 広子	東京都江東区	会社員	2, 100	1, 260, 000 (600)	当社 従業員
阿部 大志	東京都葛飾区	会社員	1, 800	1, 080, 000 (600)	当社 執行役員
市來 和樹	千葉県松戸市	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 取締役
Morgan Lefranc	東京都中央区	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
Motaz Sabri	東京都江戸川区	会社員	1, 800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
楠 綾美	埼玉県三郷市	会社員	1, 800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
高倉 佳代子	神奈川県横浜市港北区	会社員	1, 800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
Aurelie Peng	東京都大田区	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
Mark Bajo	東京都荒川区	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
Nathalie Sucgang	埼玉県さいたま市大 宮区	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
関口 頌一郎	東京都狛江市	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
小原 裕輝	東京都北区	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
中野 真人	千葉県浦安市	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員
井手 秀徳	埼玉県川口市	会社員	1,800	1, 080, 000 (600)	当社 従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 - 2. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
牛久 祥孝	東京都杉並区	会社員	40,000	24, 000, 000 (600)	当社 外部協力者

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 - 2. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式併合後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。) 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
柳原 尚史 ※1、2	東京都大田区	1, 350, 000	36. 53
(㈱柳原ホールディングス※1、 4	東京都大田区東雪谷一丁目29番9号	700, 000	18. 94
㈱バルカー ※1	東京都品川区大崎2丁目1番1号	416, 666	11. 28
小松 平佳 ※1、3	東京都文京区	375, 000 (5, 000)	10. 14 (0. 14)
㈱SMBC信託銀行(特定運用金 外信託 未来創生2号ファンド) ※1	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	217, 391	5. 88
グローバル・ブレイン 7 号投資 事業有限責任組合 ※ 1	東京都渋谷区桜丘町10番11号	138, 043	3. 74
オリックス㈱ ※1	東京都港区浜松町2丁目4番1号	108, 695	2.94
杉山 一成 ※1、5	東京都新宿区	105, 000 (25, 000)	2. 84 (0. 68)
㈱荏原製作所 ※1	東京都大田区羽田旭町11-1	83, 333	2. 25
中井 努 ※3	東京都文京区	70, 000 (70, 000)	1. 89 (1. 89)
牛久 祥孝 ※6	東京都杉並区	40, 000 (40, 000)	1. 08 (1. 08)
市來 和樹 ※3	千葉県松戸市	28, 800 (28, 800)	0. 78 (0. 78)
阿部 大志 ※5	東京都葛飾区	12, 800 (12, 800)	0. 35 (0. 35)
横山 慶一 ※5	東京都板橋区	7, 300 (7, 300)	0. 20 (0. 20)
Morgan Lefranc 💥 5	東京都中央区	4, 800 (4, 800)	0. 13 (0. 13)
Motaz Sabri ※5	東京都江戸川区	4, 800 (4, 800)	0. 13 (0. 13)
神宮寺 正成 ※7	東京都中央区	3, 100 (3, 100)	0. 08 (0. 08)
佐々木 茜 ※5	神奈川県小田原市	2, 600 (2, 600)	0. 07 (0. 07)
谷川 広子 ※5	東京都江東区	2, 600 (2, 600)	0. 07 (0. 07)
大沢 伸人 ※5	埼玉県川口市	2, 300 (2, 300)	0. 06 (0. 06)
畠山 湧 ※5	東京都調布市	2, 300 (2, 300)	0. 06 (0. 06)
田丸 健三郎 ※6	東京都世田谷区	2, 000 (2, 000)	0. 05 (0. 05)
楠 綾美 ※5	埼玉県三郷市	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
高倉 佳代子 ※5	神奈川県横浜市港北区	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
Aurelie Peng 💥 5	東京都大田区	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
Mark Bajo	東京都荒川区	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。) 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Nathalie Sucgang	※ 5	埼玉県さいたま市大宮区	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
関口 頌一郎	※ 5	東京都狛江市	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
小原 裕輝	※ 5	東京都北区	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
中野 真人	※ 5	千葉県浦安市	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
井手 秀徳	※ 5	埼玉県川口市	1, 800 (1, 800)	0. 05 (0. 05)
本居 繁隆	※ 7	東京都荒川区	800 (800)	0. 02 (0. 02)
伊澤 遼平	※ 7	東京都台東区	600 (600)	0. 02 (0. 02)
吉江 彰洋	※ 7	埼玉県川口市	300 (300)	0. 01 (0. 01)
Bell Aaron	※ 7	東京都豊島区	50 (50)	0.00 (0.00)
## H		_	3, 695, 478 (231, 350)	100. 00 (6. 26)

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
 - 1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役) 3 特別利害関係者等(当社取締役) 4 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長が総株主の議決権の過半数を所有する会社) 5 当社従業員 6 当社の外部協力者 7 当社の元従業員
 - 2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後当社の役員及び従業員でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式所有割合及び潜在株式数が変動する可能性があります。
 - 3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月16日

株式会社 Ridge-i

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

只解洋一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

室井秀夫

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ridge-iの2020年8月1日から2021年7月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Ridge-i の 2021 年 7 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年3月16日

株式会社 Ridge-i

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士以殿洋一

指定有限責任社員

業務執行社員

認会計士 至

十秀夫

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Ridge-i の 2021 年 8 月 1 日から 2022 年 7 月 31 日までの第 7 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Ridge-i の 2022 年 7 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部) 第一部【企業情報】及び 第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の 情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会 の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年3月16日

株式会社 Ridge-i

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 只 漢 洋一

指定有限責任社員

業務執行社員

全并秀:

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ridge-iの2022年8月1日から2023年7月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(2022年8月1日から2023年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 Ridge-i の 2023 年 1 月 31 日 現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 2 四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表にお いて、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正 に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前 提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表 の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適 切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められ ている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上